

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十八号

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

固定資産税等に関する小委員

大石 八治君 奥野 誠亮君
亀山 孝一君 渡海元三郎君
村山 達雄君 和南俊二郎君
秋山 徳雄君 細谷 治嘉君
安井 吉典君 門司 亮君
固定資産税等に関する小委員長 渡海元三郎君

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君 奥野 誠亮君
理事 渡海元三郎君 中島 茂喜君
理事 秋山 徳雄君 理事 華山 親義君
理事 細谷 治嘉君

島村 孝一君 額 彌三君
中馬 辰猪君 登坂重次郎君
藤田 義光君 村上 勇君
村山 達雄君 森下 元晴君
山崎 巖君 井手 以誠君
重盛 寿治君 島上善五郎君
安井 吉典君 門司 亮君
吉田 賢一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君
自治 大臣 永山 忠則君

出席政府委員

大蔵事務官 鳩山威一郎君
(主計局次長)
自治政務次官 大西 正男君

第一類第二号 地方行政委員会議録第十八号

昭和四十一年三月二十四日

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

○岡崎委員長 これより会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 固定資産税の問題につきまして、予算の分科会においても御質問申し上げたわけでございまして、また先日の参考人の意見を伺っておりまして、所得税や住民税の大幅な減税が行なわれる際であるので、宅地負担について、家屋や償却資産と均衡のとれた負担を求めている。それもきわめて微温的な漸増方式をとっていくとするならば、機会としてはよい機会ではなからうかという話があったように承知いたしておるわけでございまして、つきましては、それらの関係がどういう姿になっていくものであるか、政府において資料として提出しておいていただいたほうがよろしいのではなからうかと思っております。

同時にまた、政府の御説明を伺っております。と、固定資産税、都市計画税を合わせても、月額にすると四十円前後、ピース一個の負担の増額だ、こういうお話でございます。計算上はそのとおりだと考えるのでございます。しかし、土地に對する固定資産税が増額になったから、地代や家賃をふやしてもらわなければならないのだというように考え方が地主や家主のほうから借地、借家人に對して向けられていくんじゃないかと、いう心配も一面においては出てまいってきておるわけでございます。そうしますと、今度の税法改正によって、現実には土地の負担がどの程度ふえていくものであるか。具体の数字を通じて国民の前に明らかにされていく必要があるんじゃないかと、さきに地方税法の改正案につきましては、衆議院の予算委員会の当初から野党においてこの問題を大きく取り上げられた。私は、必要以上に国民に對して不安な気持ちを与えていくんじゃないかと心配をいたすものでございます。しかし、だんだんと政府の考えをただしてまいりますと、ピース一個の負担の増額なんだ、こういうことでございまして、しかし、不安な気持ちを与えたことが逆に地主、家主に乘ずる余地を与えてしまふ。したがって、不当な地代、家賃増額要求にはね返ってくるという心配もあるわけでございまして、それだけにこの税法の具体的な内容を国民に周知さしていく。そうして土地を借りている人、家屋を借りている人、そういう人に対して不当な負担増加をもたらしないうちに、十分な配慮を政府において行なってもらわなければならないのじゃないだろうか、かようなことを痛感するものでございまして、これらについてどのような処置をとっているか、政府の考え方のほどもこの際伺っておきたい、かように考えるものでございまして。

○大西政府委員 お答え申し上げます。

いま御指摘のございましたように、固定資産税関係におきます負担の調整措置によりまして、都市の標準的な住宅、これは土地が五十五坪、家屋が二十三坪、これを標準的な住宅と申しておりますが、その固定資産税の負担の増加は、御指摘のよう、年額にいたしまして三百五十円、月額にいたしまして三十円でございます。ピースの一個分に足りないという状態でございます。したがって、その額はきわめて微少でございますから、家賃等に及ぼしますところの影響も軽微であるというふうに考えておる次第でございます。

なお、総理府の家計調査に基づきますところの家計の消費支出総額は、一世帯当たり平均月額四万五千六百二十六円という数字が出ておるのでございまして、この中に含まれております家賃は三千四百九十二円ということになっております。そのウェイトは七・六五%でございます。そこで、冒頭申し上げました都市の標準的な住宅についての固定資産税の負担の増加が、地代、家賃に上積みされるものとして計算をいたしますと、消費支出総額の増加はわずかに〇・〇九%でございますので、その影響はきわめて微々たるものだといふふうに考えるのでございます。

そこで、なお政府といたしましては、固定資産税の負担調整に伴う家賃のいわゆる便乗値上げ、これを抑制するということがやはり必要だと思っておりますので、その点につきましては、地代家賃統制令の統制額につきまして、いま申し上げました微動いたします固定資産税額を加えた額を統制額とするというふうにいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○奥野委員 なお引き続いてお尋ねしたい点があるものでございますが、ちょっと十一時に所用を持っておりまので、私の質問を保留させていただきます。

だきまして、次の方に一応譲らしていただきたい
と思います。

○岡崎委員長 わかりました。

細谷治嘉君。

○細谷委員 地方税法の問題につきまして、固定資産税問題につきましては一応三党間で意見が一致しておりますから、それを除いた部分について、幾つかの点について質問をしてみたいと思います。

一昨に、ここに参考人を呼びまして意見を聴取したわけでございますが、その際、大都市の自主財源という問題がかなり強く参考人からも発言されました。たとえば大阪市の例をとりますと、大阪の市民が納める税金のうちわずかに割一分しか入ってこないのだ、八九％というのは国税と府税になっておるのだ、そのうち国税は七三％だ、こういうお話がございました。反面、大都市の性格格として、いわゆる法人活動をかなり大きなウェーとして都市はやっておるわけでありますが、層間人口というのが八十八万人ふえるのだ、それに対する財政計画あるいは税等で考慮されない必要要素というのはいはれたいのだ、こういう切々たる訴えがあったのでありますが、これについてどういうふうにお考えになっているのか、まずお尋ねをしておきたいと思うのであります。

○細郷政府委員　大都市の財政事情が非常に苦しくなっておりますことは御承知のとおりでございます。それに対しまして、いろいろな財政の充足の方法があるかと思いますが、その一つにやはり税制の問題があると思います。税制につきましましては、一つには現行税制におきまして是正すべき点がないかどうかという問題と、将来にわたって税体系上の問題としてどう考えていくかというふうな問題が分かれるかと思いますが、前段のほうは先般来御議論いただいております現行の市町村税制の中で、住民税あるいは固定資産税等のウェー

トの問題が一つあると思うのでございます。その点につきましては、今回御審議をいただいております

ます法案の中にも、固定資産税あるいは都市計画税の負担調整措置ということによって、負担の均衡化をはかりながら大都市の財政の一助にしたいというふうなことを考えておるわけでございます。

それからいま一つは、大都市は、税制上の問題として、その背後にございます事務の分け前の問題があるわけでございます。少なくとも現行におきましても大都市は、たとえば道路の仕事をやっておるといふようなことで、他の一般都市とは違つた仕事をいたしておるのでございまして、その点につきまして現在税制上では道路譲与税でありますとか、軽油引取税の交付金であるとかいったようなものを大都市に集め、所在の府県から分けけるようにしておるわけでございます。それらの問題を今後どういふふうに増強していくかという点点點が一つの検討事項であらうと考えております。四十一年度におきましては、現在とられております軽油引取税交付金につきまして、その後の、最近の道路の交通量調査等を加味いたしまして、大都市への交付額を従来よりも増額してまいりたいといふような方法を考へておるのでございます。なお基本的には、国あるいは府県、市町村間におきます税制の再編成と申しますか、こういふ問題が残つておると思うのでございまして、それらにつきましてもなお引き続き検討を続けてまいりたい、かように考えております。

○細谷委員　財政当局はおりますか。——あとで大臣にもこの点はお尋ねしたいのでありますが、私は、せんだって大阪の市長から参考人として、市税というのは大阪の市民が納めている税金の一一％しかないのだということを書いて、たいへん驚いたのであります。私は昨年地方制度調査会の一員として名古屋に行つたとき、名古屋の杉戸市長から、名古屋市民の納める税金の一一％しか名古屋の市税はないのだと伺つたのであります。この間の参考人も言つていらつしたのであります。ますが、もとともチャウブ税制からいきますと、市

町村の税財源を豊かにしなければいかぬということから出てまいったのが、年を追うてそのウェー
トが減つてまいりまして、いまでは一％とい
うのですね。国が七割税をとつており、地方は三
割、その三割のうち、前は市町村が一六くらい、
府県が一四くらいであつたのが、今日では、大
阪府に引きますと、とにかく三〇のうち一九が大
阪府にあつて、大阪府には一しかなく、こ
ういうふうな中において顕著な例は、地方団体全
体としてはおもつたところから見て、大阪府の
ほうがややよろしい、大阪府よりも愛知県
のほうが財政事情がよろしいといふ結果になつて
おる。この問題は、私は府県と市町村の配分が
悪いといふことを言つてゐるのではない。根本
的には国と地方との間の税の再配分といふこと
が問題であり、また、そうしたことについて、や
はり政府の地方団体に対する政治的姿勢、中央
集権化を進めようといふところから見てゐるの
ではないかと私は思つてゐる。そこで、税の問
題については税務局長から話があつたのですが、
財政当局としては一体どういふふうに把握して
ゐるのか、どういふふうに打開しようとしてお
るのか、この辺をちょっと聞かしていただきたい。

○鎌田説明員 大都市財政の問題につきましては、ただいま御指摘になりましたような税制の問題がございます。それから過密状態にございます大都市の特殊な財政事情に対します交付税なり起債なり、こういったものの見方の問題もあるだろう。それからもう一つは、やはり大都市自身の財政運営にも問題があるのじゃないだろうかという感じを持っておるわけでございます。

税の問題につきましては、ただいま税務局長のほうからお答えがあったわけでございますけれど

も、現在の税制のいしずえを築きました昭和二十五年のシャウブ税制のときに、市町村税の大宗といたしましては住民税と固定資産税というものを保持しておたのでありますけれども、その中で固定資産税の伸長度が弱い、低いといえますか、こういいたことはやはり一つの問題であらう。かたがた、現在府県と市町村、特に大都市と大都市所在の府県との関係で一番問題になりますのは、やはり法人系統の税、それから消費税系統の税、こういうものの占めるウェイトが低いということが一つの問題ではないだろうかという感じは持っております。それから交付税の問題といたしましては、基準財政需要額の算定におきまして大都市の特殊事情というものをどれだけ織り込んでいくか、これはやはり大きな問題であらうと思えます。御存じのとおり、交付税という限られましたこの入れものの中で、後進地域の格差は正ということから、後進地域の財政需要を見る、あるいはまた大都市あるいは大都市所在府県の財政需要を要するんと見ろ、その中間的な団体の今度は落ち込み方を是正しろ、こういうことで非常に注文が強いわけでございますけれども、そういった限られた中で、大都市の特殊財政事情に対応します財政需要額の算定上、現実に行えるだけ近いものに持つていくということが必要であらうと思うわけでございますが、基本的にはやはり私は大都市の場合、この過密状態を解消をする、あるいは都市の再改造をやっていくという場合に、道路の問題でございませうとか、あるいは環境衛生施設の問題でございませうとか、そういった問題でございませうというのと、やはり起債というもののウェイトというものと、やはり大きな問題になってくる。起債というものにつきますして、やはり大都市につきましたはかなり思い切ったつけ方をしていくことによって、この大都市の当面する緊急の財政需要というものをまかなうてまいる、こういうことを考えてまいらなければいかぬと思っておる次第でございます。いずれにいたしましても、昭和三十二年当時でござい

いますと六大都市の中で不交付団体が五つ、交付団体が一つ、こういう状態でございましたが、いまは逆転をしておる。六大都市いずれも交付団体という状態は、やはり私も問題である、財源というものを、積極的に付与をしていくということを考えてまいらなければいけないという基本的な線に立ちまして検討をいたしておる次第でございます。

○細谷委員 いまのおことばの中に、時間がありませんからさらにそれを追及しようと思いませんけれども、あなた方は、大都市の財政がここにきた一つの原因というのは大都市の財政運営がまずいのだということに責任をなすりつけているのだ。それは完べきではなかったでしょう、完べきではなかったでしょうけれども、マクロで見ても、税の二一％しか入らないということ、今日大都市あるいは都市、市町村が、完全自治体としての機能を発揮できるなどということはおおよそ言えないですよ。そういう点で私は、常に財政運営が悪いとか何とかという中で責任を転嫁しているやり方というのはきわめて遺憾だと思ふのです。

そこで私は、今度の税法の中に出てきたのは、せんだつても申し上げたのでありますけれども、おぼれる者わらをもつかむ、こういうことで、固定資産税の評価審議会は固定資産税を増税するなという考えで評価の問題を検討したのじゃないですよ。固定資産税全体としては増税しないという形で、どうあるべきかということを検討して評価制度に対する答申をしたわけです。ところがその結果として出てきたところが、土地からほうんと税金が取れるぞ、こういうことになってきたのであって、いわばこれはおぼれる者わらをもつかむ、何でもいから取つてしまえ、こういうところに自治体が追い込まれておる、市町村が追い込まれておる、無理だと知りつつそれを承しようというところまで追い込まれておる。自治省の今度の地方税法の改正を見ますと、何でもいから税を

取るようにしていこう、そうして自治体の自主財源の強化に一役買おうといつております。ところが基本的には、さきおとしです。十月には二千八百億の税を国から地方に移譲しようという具体的案を出した。府県に千四百億、市町村に千四百億という税財源を自治体に国から譲るべきだ、こういう方針を出した。一向動いておらぬ。今度の予算編成にあつても、道路財源として五百億程度の道路譲与税をひとつ地方にやれということも言つておつたけれども、これもアドバルーンを上げただけ、すぐ墜落しておる。こういうところには私は自治省が、口では言つておりますけれども、自治体の財源を守つていく、地方自治を伸長させようという眞摯な態度が欠けておる、こういうふうに申さなければならぬと思ふのです。この点についてひとつ税務局長から、いま申し上げた税務の面からの見解、ちょうど大臣いらつして、前後のことはおわかりにならぬと思ひますけれども、次官は前々から聞いておりますから、大臣にかつての所見をひとつお聞きしたいと思ひます。

○細谷政府委員 現在の市町村での仕組みはシャープ勧告による税制に基礎を置いておるわけでございまして、その後の推移を見ましますと、市町村税制の中におきましても非常に固定資産税のウェイトが下がつてまいつておることは御承知のとおりであります。特に土地等につきましても下がつてまいつておる。たとえば昭和二十五年シャープ税制ができましたときの市町村税の構成を見ましますと、当時は固定資産税が市町村税中の四〇％を占めておつたのでございまして、その後ずつと、一時は四六、七ぐらいまで上がつてまいりまして、三十年代には四七％まで上がつてまいりつたのであります。ところが、またその後に至りまして下がつてまいりまして、四十年では三八％に下がつてきておる、こういうような推移をたどつてまいりつております。特にその中で土地について見てまいりますと、昭和二十五年は

市町村税の中で土地の固定資産税の占めます割合は一六％でございました。三十年には一九％になつたのでございますが、現在昭和四十年で見てまいりますと八％になつておるのでございまして、こういったようなことは、やはり税制自体のその後の運営というものの、やはり税制を立てられたときの本来の姿に從つて運営されていかなかつた面が多少あるのではなからうかという、私どもにとつて率直な反省もあるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、土地に對します固定資産税については、いろいろ研究の結果、今回こういうようなものを実は御提案申し上げたわけであります。

それからなお根本的に国と地方の税源移譲の問題、これは御指摘のとおりで、私もかねてから一つの宿題であるわけでございまして、したがいまして、先般の税制調査会におきましても、国から地方への移譲の試案というものを実は私も考えて、御検討いただいたわけでございまして、前回の税制調査会には御承知のようにそれがもう末期でございましたので、時間切れになりました。そのことにつきましまして、次の税制調査会においてこれを引き續いて具体的に検討を進めるといふようなことになつておるのでございまして、その後の税制調査会には昨年の七月に開かれましたが、時間の関係で、長期的な問題につきましましてはまた十分深入りをいたしておりません。当面四十一年度の問題について審議をいたしたい、年末に答申が出たわけでございまして、新年度からまた今後二年余りの任期を通じて、いろいろ根本的なことを御審議いただくわけでございまして、そういう際に、そういった私どもの考え方を反映させながら御審議をいただいてまいりたい、かように考えておるのであります。

○大西政府委員 地方税と国税との比率と申しますか、そういうものにつきましましては、いま局長からお話し申し上げたとおりでございまして、ところで實際上、それらの国税、地方税を含めまして、

最終的には租税の総額の六五％というものが現在、地方団体の行政経費として支出をされておる現状なのでございまして、そこで、租税の効果的な使用という点から、やはり問題があると思ふのでございまして、この点につきましましては、かねがね論議をされておりますように、補助金等の合理化審議会、あるいは税制調査会等におきましても、この点を指摘しておるところでございまして、国と地方団体の間の行政事務の配分、それを明確化したしまして、可能な限り国庫補助金あるいは負担金を整理いたしまして、これによつて生ずる財源を地方税源として地方団体に移譲する方向において、その具体策の検討を続けるべきだ、このように考へる次第でございまして、政府といたしまして、こういう方向に今後十分検討し、また努力していきたい、かように考へる次第でございまして、ただ、四十一年度の関係におきまして、御指摘のように、地方財政の独立財源を強化するといふ点におきましては、いまだ十分ではございせん、御承知のように、たばこ消費税の関係を臨時特例交付金といった形で二百四十億だけを地方の財源として与えるという程度でございまして、しかし、こういう方向は将来さらに拡充をしていかなければならぬことだといふふうに、委員の御指摘のようにならぬことだといふふうに、考へる次第でございまして、

○細谷委員 ただいま政務次官あるいは税務局長から、税財源の再配分といふのは自治省も一生懸命考へているのだ、こういうことばでございまして、ひとつ大臣にお尋ねしたいのです。

いま、地方団体の自主財源といふのは四割を切つて三六、七％しかないといわれておるのであります。ところが、支出のほうはその二倍以上、国、地方を通じて全体の六二％程度といふのは地方で支出して、国は四割弱しか支出してない。税のほうは七割とつて四割弱しか支出しない。地方のほうは税は三割しかとらぬで六二、三％の支出をするのでありますから、これはたいへんなアンバランスになつておる、こういうことばでありますから、それを直そう、こういうことばであることを確認

わけでありますが、これが三年後の四十四年度からはもうなくなってしまうわけですね。この問題については、数回にわたります固定資産税に関する理事懇談会等で根本的に検討をしよう、こういうことになっておるわけであります。そういうふうにとこの税法の形ではなるわけですが、そうしますと、四十四年になると、たとえば九割ずつ上がっても三年間では三、九、二十七でありますから、三倍程度になるにすぎない。そうしますと、九割というのは八倍以上のところなんです。ですから、税が都市計画税については三年後には三倍になっておるわけですが、四年度目には、十倍のところは一気に三倍から十倍にはね上がるのですね。たとえば三千円納めておった人は、十倍でありますから一万円納めるようになる。たいへんな激変が起こってくる。どういうお考えでこの法律案を出したのか。これが一つ。

もう一つは、農地についても同様にやはり三年間という形で三十八年度の税額にとどめる、こういう暫定措置が講じられようとしておるのですが、しかし四十四年になりますと、これははずれてくるのです。そうしますと自動的に税を上げるということになるわけですね。この点についてはどうお考えなのか、具体的にこの二点について当局のお答えを聞きたい。

○細郷政府委員　都市計画税と固定資産税は、いままで同じ課税標準を使っていました。かつ、税務行政の面でも合わせてこれを行なうという仕組みをとってまいったのでございます。これら一つに戦後におきます都市計画税のできました沿革にもよるところでございいます。しかしながら、都市計画税自体は、やはり都市計画事業に充てる目的税という特殊な性格を持っております。そういう基本的な性格の相違からいたしまして、これがいつまでも同じでいくべきかどうかという点については、十分検討の余地のある問題であったわけでございます。今回その両税の性格の相違、それから負担の度合い等を考えまして、負担調整の率を変えたわけであります。都市計画税につきましては

しては、都市のいろいろな都市計画事業によります受益を強く受けます土地につきまして、その価格に応じて課税をいたしておるのでございますから、むしろ都市計画税自体は、できますならばその評価額そのもので課税をしてしかるべき税の性格を持っておると思うのでございます。現実には道路のために土地を買収する——東京の新宿等でもあるのでございますが、われわれの持っております資料によりまして、坪十四万円で新宿の角等三丁目のところの土地を買収しております。その固定資産税の評価額というのは、わずかに二万

八千円である。新評価額で二万八千円である。こ
ういったような状況でございまして、この新評価
額によりますものを、さらに現在は激変緩和と申
しますか、暫定措置で押えておりますが、現実には
坪当て、その土地につきましてわずかに五円六十
銭の税負担しか都市計画税についてしていない
というような現状でございまして、結局、都市が
都市計画事業の土地買収等について負担いたしま
す金額は、その土地から上がってまいります税金
以外の部分につきましては、都市の住民の他の税
負担にかかっていく、それが現在の仕組みでござ
いますれば、多くの場合には住民税といったよう
なことにしかかってまいるのでございまして、そ
の点から考えましても、やはり都市計画税自体につ

きましては、むしろ新評價額によっていってしかるべきではなからうかというふうに考えるのでございます。外国の立法例等におきましても、土地につきましては申告をした価格で税を納めさせるが、同時に、買収をするときはそのままの価格でしか買収しないといったようなことがとられようとしておる例もあるのでございます。そういうようなことも考え合わせますと、むしろ都市計画税については、新評價額によっていっても、なおかつ都市計画事業の目的財源としては不十分な面があるのではないだろうかというぐらいに議論をされておるのでございます。そういうような事情にかんがみまして、今回都市計画税につきましては三年間の激変緩和をする、こういうふうに考えてお

るのでございます。

なお農地につきましては、当分の間といたしておりまして、文字どおり当分の間でございます。都市計画税につきましても、当分の間というふうに現在いたしております。ただ、将来、農地につきましては一般的に他の市街地等の土地と違ひまして、値下がりをする部分もあるわけでございます。そういうようなことから考えまして、四十五年の基準年度という時期が、農地の当分の間について見直すべき時期ではなからうか、こういうふうに考えておるのでございます。

○細谷委員　大臣、いまのお答えによりますと、たとえば都市計画税は、現在、四十年年度では千円納めておった人が、その宅地が十三倍に評価されておつたといえますと、四年後には一万三千円納めなければいかぬことになるわけです。十倍になっておるといえますと、一万円納めなければならぬことになっているわけです。この法律によりますと、ことし四十一年度は千円が千九百円になろう、四十二年度は千九百円かける一・九倍にしよう、四十三年度はそのまた一・九倍にしよう、こういう形になる。ところが四十四年度になりますと、ほんとと一ぺんに一万円になる、現在、四十年年度に千円納めておった人がほんとと三千円から七千円あるいは一万円になったり一万三千

田になつたりするので、たいへんな激変が起くるわけです。農地についても、現行の地方税法によりますと、四十四年度からは三十八年度並みの税額というのがなくなりますから、暫定措置がなくなりますから、評価額でいつてしまふ、こういうことになるわけですが、これは、根本的問題はこの委員会でも検討することになっておりますが、そういう激変があつてよろしいかどうか。いままで低かつたのだから取つてあたりまえだ、こういうお考えのような税務局長の答弁であります、これは少しおかしいと思うのですが、大臣のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○永山国務大臣　農地につきましては、来年の評価師がえはやらないということになっておりますの

で、その次の四十五年になると思いますが、その
ときが評価がえの時期でございまして、その際
どういうようにやるかということを検討いたす時
期ではないか、こう考えるのであります。とい
うことは、いま局長が申し上げましたように、農
地は、あるいは耕作放棄をするような情勢のとこ
ろもございまして、その農地の上昇率も非常に低
いような関係があります。また食糧の需給関係と
いうような問題、あるいは農民の所得の問題等
いろいろの関係がございまして、その際検討を十
分させていただく時期である、こう考えるので
ございまして。

都市計画税に対しては、三年間ということになっておりますので、お説のような激変の生ずることも考えられると存するのでございますけれども、これは都市計画の目的税でもございますし、今日都市計画の關係は、土地というものが大體重要な費用になっておりまして、七、八割を占めるというような状態でございます。しかもその税率は、御存じのように〇・二％であります。固定資産税は一・四％でございます。税率もきわめて低いというような關係で、激変はございませんけれども、税率の關係、また土地の受益の關係、都市計画による受益者の問題等総合いたしましたして、またそういう土地の価格の非常に高いところを持っておる人は、そういう高い土地を持って、拱手傍觀して土地の値上りだけ待っておるということではないのです。やはりその土地の価格を利用いたしまして、収入等にしても相当な収入が考えられるのではないかとというように考えるのであります。かりに四万円の土地を持っておる人が、いま四万円であるが、固定資産税が十倍であるとして四十万円あるといたします。そうするとこれを三十坪持っておるといたしますと、四万円の三十坪のしかも十倍でございますから、千二百万円の土地価格になるわけであります。その千二百万円の土地価格は、いまの評価からいえば半分くらいの評価です。三十坪で二千四百万円の土地を持っておる方でございます。それらの方は必ずや

一定限の収入はある。かりに百五十万円の収入があるといふとすれば、今回の減税だけにおきましても、数字が間違つておればあとで訂正しますが、あるいは三万円前後の減税ではないかというように考えられるのでございまして、その今回の減税の關係、また将来減税がないということはないと思う。また所得も年々増大をいたす状態であると考えますので、私は現段階におきましてはこの減税はある程度やむを得ぬ措置であると考えてるのでございまして。しかしお説のような点もございまして、聞き及ぶところによりまして、行政委員会において小委員会でも十分検討してみようというお考えを聞いておりますので、十分ひとつこれらの点も御検討をいただき、われわれもなお村米検討を続けまして、納税者の負担の公平を欠かないように、あらゆる点を十分将来においては検討をいたしたいと考えておるのでございまして。

○細谷委員 大臣、時間がございませんから、最後に、大臣の考えはともかくとして、税制等についての小委員会が検討した結論というのは尊重するという心がまえのようでございますから、これから根本的にこれを検討しようということとでありますから、その結論については当然ひとつ尊重していただく。そういう減税は目に見えて起こるわけでありまして、もうかつているんだからいいじゃないか、評価額がそうだからあたりまえだ、こういうような考えでは困ると思うのです。そういうことでありますから、ひとつ大臣の末尾のところの精神、これを貫いていただきたい、こう思います。

大臣、時間が参議院のほうに行く予定だそうでありまして、この問題はここで打ち切つて、次の問題について一、二お尋ねしたいと思うのであります。

今度の住民税については、せんだつてもちよつと御質問したのでありますが、給与所得者に対しては標準世帯で現行三十五万円弱でありますけれども、四十二万三千円程度の課税最低限ということになるわけです。したがつて八万円程度、課税

最低限が控除の引き上げによって引き上げられる、こういうことになったわけでありまして、所得税は六十二万円程度、こういうことになっております。何か政府の考えでは、所得税も九十万円くらいの課税最低限にするんだということも言われております。標準世帯家族五人で四十二万程度の最低限で妥当と思うかどうかお尋ねします。

○細谷政府委員 御承知のように、所得税と住民税は私性格が違ふと思うのです。確かに同じ所得では支払われるのでございまして、所得税はどちらかといふと、所得に対する税であるのと同じ時に、富の再配分をするという機能を所得税に持たしているのではありません。住民税の場合であります、所得に対する課税であると同時に、やはり市町村の、あるいはその地域団体の負担を分任をしていくという考え方が入つておるのでございまして。したがつて、両税はそれぞれ所得に対する課税ではございまして、その性格が違ふので課税最低限自体、両税は当然違つてしかるべきなんだといふふうに考えておるのでございまして。政府の税制調査会におきましても常にこの問題が議論になります。昨年であります、両税の最低限というものはむしろ違つてしかるべきなんだといふ結論が出ておるのでございまして。したがつて、所得税の課税最低限が六十万円だから住民税についてもこれでいいのかという問題が以前に、地域の住民が地域の団体から受けますサービスに対する負担を、住民税は所得に応じて負担をしておる、また、固定資産税はその土地、家屋の財産価値によつてこれを負担しておるという負担分任の考え方に立つて見るときには、必ずしもこの課税最低限について所得税と同一にしたり、あるいはこれに漫然と追従する必要はむしろないのであるから、こういうふうな考えでおるのではありませんか、こういうふうな考えでおるのではありませんか。いわば住民税は、所得の課税最低限は低いのでありますけれども、その地域社会に住むための経費を出す。それは自分たちの生活の経費のうちから出してしかるべきものなんだ。し尿の処理でありますとか、清掃でありますとか、

学校の経費でありますとかいったようなことは、むしろ生活費の中からこれを何がしか負担をしてもらふんだという考え方に立つておるのでございまして。ただ、そう申しましても現実の世の中の進展というふうなこともございまして、そういう点も考慮いたしまして、今回、六年ぶりに諸控除額を引き上げるという措置をとつたものでございまして。

○細谷委員 税の負担分任だとか、あるいは応能性だとか応益性だとか、それはわかつております。私は、この住民税について、負担分任のものなんだ、応益性のもなんだというふうに割り切つた税調の態度にも問題があると思うのです。私がお尋ねしたいのは、最低生活というものは憲法で保障されておるのです。その一つの尺度ともいふべき生活保護基準というものが、四十一年度は二十五万円なんですね。一級地で二十四万七千九百四十四円、こういうことになっておるのであります。そうしますと、この四十二万円との差は十七万円にすぎない。月一万円程度なんですね。生活保護を受けている人は教育扶助なりあるいは医療扶助もあるわけです。こういう人たちは生活保護世帯より月一万円ぐらいいく多くない。子供を学校にやらなければいけません。最低生活は保障されていけません。私がこう聞きますと、いや、最低生活というものは標準生計費というものと違ふんだ、こういうことでありますけれども、四十二万円で五人世帯で生活できますか。最低生活を保障されておらぬという問題があると私は思うのです。憲法では、最低生活とは何と書いてある。明るい文化的な生活なんだよ。保障されておらぬでしよう。保障されておると思うのですか。最低生活に食い込む形で税を取るといふのは、いかに負担分任であるかと、いかに応益性であるかと、私は問題があると思います。これをひとつ、次官の答弁を願います。

○大西政府委員 最低生活というものを具体的にどこへ置くかという問題は、これは一朝一夕に論じがたいことだと思つてございまして。私はソ連

を見てまいりましたが、ソ連の所得の最低を考えたとしても、いまおっしゃられておつたような数字は、ソ連もその程度だと思つてございまして。したがつて、これを一がいに数字をもつて、どの程度が最低限度の生活というふうなことを申し上げることは私にはできないのでございまして。けれども、しかし文化の向上とともに国民生活が全体として最低の面でも一日一日向上していくということは望ましいことであると同時に、そうしなければならぬ問題でございまして、政府といたしましてはその点につきましては十分に意を用いて、できるだけのことを今後ともいたしていきたいと考えて次第でございまして。

○細谷委員 私の答弁に対するお答えがなかつたのでありますけれども、これ以上議論をしてもしかたがありませんが、今回かなり思い切つた課税最低限の引き上げということが行なわれました。しかし、私はこれでもなお十分だ、これは自明だと思つております。いまだに住民税のあり方について、ただし書きと本文というものの統一、そして本年は住民税の軽減ということに踏み切つたのでありますから、こういう点には筆頭一歩を進めることが必要ではないかと私は思つて、これを強く要望しておきたいと思つております。

これに関連してお尋ねしたいのであります。標準税率をこえて課税しておる財政の貧弱な団体というものが今度の法改正によつてどういふ財政的影響を受けるか、これをひとつお聞かせいただきたいと思つております。

○細谷政府委員 財政的には、いなかの町村のほうで減収率が高いのでございまして。実はこれは率だけでは申し上げにくいわけでございます。その財政の規模もございまして、従来の納税者の層もございまして、一律的な数字で申し上げることは困難でございまして、一般的な数字で申し上げることは困難でございまして、今回、住民税は都道府県民税、市町村民税が合算して、初年度で二百九十七億の減収が全国で生ずるわけではございまして、そのうち町村部分が占めて

七

不便からくる問題であるとするならば、国で取り上げておくことのほうが一応便利だということなら、現在そういう税金が地方税の中にまだあるののから、それはやばい国が徴収して、そして地方にそのまま分けておる。そのまゝの姿で出しておる。これも一時は、地方ではなかなか徴収が困難だから、徴収の便宜上国がこれを取って、そしてその中から当初は大体一割くらいの頭はねを国はやるつもりでやったが、地方の財源が非常に苦しいものだから頭はねができないで、そのままこれを地方に移譲した。徴収の便、不便からくるものであるならば、普遍的にこれが配分されなければならぬ。ところが三税の何%ということにきめられておる。だから私は、自治省の考え方がもし自主財源であるという考え方なら、これは非常に大きな誤りだと思ふ。あくまでもこれは調整財源でなければならぬと考へておるわけです。ほんとうに自主財源とお考へになつておるなら、配分の方法はいまのようなことでよろしいとお考へですか。自治とは何であるかということです。しかもこれは政府が税制の中で案分をして、ことはこれにウエートを置く、ことはこれにウエートを置く、こうというよりなことで、毎年毎年この改正が行なわれなければ配分ができないのである。そうでしょう、本来この法律のたてまえ上。そのまま読んでごらんない、どういう形になるか。毎年毎年基準財政需要額が変わってくる、あるいはこの配分の基礎数字が変わってくるというようなことで、税金ということが言えますか。これは配分でしょう。しかも、本来からいうならば、地方自治団体のアンバランスの積み上げたものを国が配分するという形でなければならぬはずのものである。ところがそれができない。できないから上できめて、下に配分していくという形になつておる。自治体から言われば、必ずしも自主財源とは言えない、配分財源であることに間違いがない。しかも、それは政府の手心でどんなようにで

もなることはこれにウェートをよけいに置くという考え方で数字をいじつてくれば、幾らでも手かげんはできる。一体どこに自主性があるか。どうも政府の考え方自身、私はおかしいと思う。大蔵省がある意味においてそういう考え方を持つことは一応わかります。しかし、自治省がそういうお考えを持っておいでになるということになると、これは税法の上において非常に大きな問題があると思う。調整財源なら調整財源でよい。税という名前をくつつけた、しかしこれは政府に対する義務づけである、配付税配付金あるいは交付金ということになると、結局政府が逃げる手があるから、政府に対する一つの義務づけで税という名前をくつつけておくというなら、それはまた話はわかる。しかし、自治省がこれはあくまでも自主財源とお考えになっていることについては疑問がある。これはどうして自主財源ですか。

○**細郷政府委員** 門司先生のおっしゃるように、地方自治体が直接徴収をして自分の自由になる財源を自主財源、こういうふうに呼ぶといたしますれば、いわば交付税は自主的財源、それに準ずるといえますか、その次に位するものであらうと思えます。個々の団体にとっての自主財源としては、地方税自体がそれに当たる。地方交付税は、地方団体全体を通ずる共通財源としての自主財源である、こういうふうに考えております。

○**門司委員** 全体を通じていないでしょう。制限があるでしょう。もらわないところがあるでしょう。全体を通じてというなら、なぜこれを通じさせないのか。同時に、この税金の中には約六％のもの、それが特別交付税としてとられておるのです。これなど明らかに調整財源でしょう。どこまで行ってもこの税金は調整財源の範囲を出ない、出るはずがない。ほんとうに自治省がお考えになっているのなら、できるだけこの税金の交付率は減らし、自主的の税金を増してやることのほうが、私は自治省としては親切だと思う。政府がこし七千六百億出すなら、この七千六百億はほかの税目で、自治体が完全に掌握のできる、そうして自由

に使える税源を一体どうして与えないのか。今日の地方の自治体がほんとうに自主的に運営できない、ゆがめられた姿におるということは、官僚が中央で地方の自治体を牛耳りたいという考え方がここにあらわれているのではないか。交付税を増してもらいたい、特別交付税をいただきたいと言つて、どれだけ陳情してきているか。自主財源があるなら、地方の団体が陳情に来る必要はないでしょう。また自治省がかげんをして、ことしはこういうものを目標にしてたくさん配付する、それに当たらないところは、去年はたくさんもつたが、ことしはもらえない。どこに一体自治体の性格を持つているのですか。地方自治体から言わせれば明らかに調整財源です。それをどこまでも自治省自身がいまのようなお考えであれば、地方の自治体は、憲法に定めたほんとうの自治の本旨に従つて行政など行なえない。自治省のそのお考えを私は改めてもらいたいと思う。そうしなければ、幾ら地方税法をいじつてみたところで、地方税によって、自分たちの力によって自分たちの村をまかなつていく、自分たちが育てていくという自治の觀念は起こらない。あくまでも中央に依存した自治体になつてゐる。昔の自治体とちつとも変わらない。一体どこに新しい性格があらわれてきておるか。しかも、だんだんこの率をふやさなければならぬような地方財政の現状では、自治省は一切何のためにあるのか、私はもう少し自治省の考え方を改めてもらいたい。そして率直に、これが調整財源であるなら調整財源である、改めなければならぬものは改めるという態度をとつていかなければならぬ。大蔵大臣が本会議で答弁したように、地方税の中ではことしは交付税をふやしたなどと平気で言つておる。その交付税もちつともふえていない。なるほど金額はふえておるけれども、去年は交付税が地方財政の構成に占めておつたウェイトは約三分三であるが、ことしは二割しかない。金額はふえておるが、地方財政計画の構成からいけば去年より一割減つておる。これは明らかにごまかしでしょう。金額はどんなにふえ

でも、構成比が落ちてくれば、それだけ地方の自治体の財政運営は悪くなるにきまつておる。私は、こういう自治体のあり方だけはこの際観念を改めてもらいたいと思うのだが、どうしても改めるわけにいきませんか。改められないなら、これから先、論旨を少しばかり進めていかなければならぬと思います。この点、大臣がおいでになれば大臣が一番いいのでありますが、政務次官からでもはつきり伺つておきたい。

○大西政府委員　先ほども論議が、それには直接関係ございませんが、多少触れる点があつたかと思つたのであります。地方税、国税を通じましてのこの実際上の使い方とか、あるいはその比率とかいう問題につきましては、これは決して現状がそのままいいというふうには考えておらないわけでございます。しかし、この問題は國と地方との事務配分の問題とか、それから補助金の制度の合理化の問題とやはりにらみ合せて考えていかなければならない問題ではないかと思うわけでございます。したがつて、地方のいわゆる自主財源としての独自の税源の強化、こういうことを考えていきますとともに、反面におきましては、いまの交付税の問題についても、これらとの関連において考えていかなければならぬのじゃないかと思うのでございます。そこで、先ほども局長から触れましたように、直ちにそのままこれに見合うものを、門司先生の言われる地方の自主的な財源として地方税に移行するということについては、これはやはりまだ考えてみなければならぬ問題があるうかと思ひます。と申しますのは、税を生みますところの各地方の力がアンバランスでございすから、そういう点を考えてこの問題にも対処していかなければならぬのじゃないかと思うのでございます。

それから四十一年度に対する地方交付税の比率の問題でございしますが、おつしやられますように、パーセンテージはともかくといたしまして、実際の絶対額におきましてはわずかの伸びしか示しておらないことは御指摘のとおりでございます。

す。しかしながら、今回国のほうにおきましては、建設事業を大幅に推進するという面におきまして、補助率等の問題もございまして、その補助率が大幅に増されておる分についての建設事業が多くなつておるわけでございます。したがって、その面から考えますと、交付税自体のパーセントあるいは絶対量は当初希望したようなものでないといつても、それらの面を合わせて考えますと、地方の現状といひますか財政の要望に應ずることが、もちろん満足ではございませぬけれども、かなりできておるのではないかと、このように考える次第でございます。

○門司委員 もう一つ、私はいまの御答弁の中から聞き取れたのです。事務配分だとか補助金だとかいうようなことで、いろいろ言われておりますが、地方自治体は、税財源がしっかりとつて、十分に行政をまかない得るだけの力を持つておれば、補助金などあまり要求しませんが、補助金が必要だということは、それだけ地方自治体の財源が脆弱だということを裏書きするものである、私はそう考えるを得ない。事務配分と言われましても、地方に税財源が十分にあつて、こなし得る能力があれば、事務配分はおのずから出てくるのである。財源も与えないで、おのずから事務配分をしよう、事務配分をすれば、それだけの財源をやらなければならぬかというやうなややこしいことになつておるから、なかなか事務配分もうまくいかない、補助金の整理もなかなか困難である。私は何でもかでも補助金をふやして、さつき申し上げましたいわゆる官僚の中央集権的なものの考え方の上に立つて議論をすれば、いまの次官のような議論にならうかと私は思ふ。しかし、ほんとうに地方の住民が、みずからの創意とくふうと、みずからの自覚と責任において、自分たちの町は守るんだ、教育はやっていくんだ、道路だとか橋梁だとか、あるいは環境衛生というものは自分たちがやっていくんだという考え方に立とうとすれば、そこに必要なものは自分

たちの手によって徴収のできる税財源でなければならぬ。この税財源を与えずに、そうして事務配分がどうだとか、補助金がどうだということはおかしいと思う。ほんとうに自治省がお考えになつておるなら、もう少し思い切つて地方にお金を出して、ごらんない、地方はけっこうやりま

すよ。国から補助金をもらわなければ学校の講堂が立たないわけでもない、高等学校の建築ができないわけでもない。財源さえあれば、けっこうやっていく。地方の自治体が自主的に近代国家としての様相を備えて伸びようとする芽をつんで、この政府です。しかも、その根底にあるものは、税財源が十分でないということです。毎年毎年地方税をこうしてわれわれ議論いたしておりますけれども、足りない。地方税をどういじくつてみたところで、足りないものは足りないのです。この際、私は地方税を議論して、こうとするなら、まず最初の一步としては、税に対する観念を、この交付税なら交付税というものに対する観念を自治省が変えて、そうして、これは調整財源であるから、できるだけ低い率に置いて、こう。私は、この際、財源がなくていいとは言いませんが、どこまでいってもアンバランスはできるものでありますから、それを調整する財源は国がめんどう見なければならぬことは、だれでもわかつておる。しかし、できるだけこの幅は少なくしていくというところが、地方の財政の健全性を保つことである。これがふえてくるということ、地方財政の不健全性ということである。このくらしいことは自治省だつてわかるでしょう。どうお考えになりますか。私の考え方が違つておるというお考えですか。

○大西政府委員 門司委員の御議論につきまして、実は敬意を持って拝聴しておるところでございます。まことに傾聴すべき点多々あると存じております。ただ、先ほど申し上げましたような実情を勘案しつつ、その中においていわゆる地方の自主財源というものを強化していく方向へ進んでいかなければならぬと考えるのでございます。

が、それらの点は、やはり具体的に全体を見渡していかなければならぬと思うのでございます。で、税制調査会等におけるこれらの問題に対する審議、そういったものにもらひ合わせまして、政府としても十分検討していくべきだし、行きたいと考えておるのであります。

○門司委員 そんな抽象的な御答弁では私はしようがないと思うのです。たとえば、この税法には関係ありませんけれども、いずれ出てくるであろう交付税の特例に関するものがありますね。その中で、来年度は二百億くらいは消費税を移行しようというように、これがごまかされておるようでありまして、これはごまかしです。来年やるなら、なぜことしたばこの消費税をふやさなかつたか。ところが、たばこの消費税をふやせば、一体どうなつたか。政府の腹が痛むわけでもどうでもない。むしろ地方に分けるなら、ことしから分けてもちつとも差しつかえないんです。

それから、先ほど次官のお話のように、地方の自治体の税金の納税の関係、こう言われますけれども、さつき細谷委員から言われましたように、たばこの益金であるというやうなもの、地方住民のほんとうの経済力と嗜好による消費からくる税財源です。お酒も同じことだろうと思うのです。何も国が地方にこれだけお酒を飲めとか、これだけたばこを吸えという指示は何もしてない。そういう税負担を国民はみなやつておる。ところが、依然として国がこれを徴収して、地方にこれを与えようという。全額地方に出したからといって、私はたいしてむずかしい相談ではないと思う。もう少し自治省の考え方を變えていただかぬと、われわれがどんなに、さつき申し上げておりますように、個々の税率についてお話をしても、これは税負担にはおのの限界がありますから、どうにもならぬものが出てくる。

めっている税金の総額は三千八百九十三億だ。その中の七三％が国に取られておる。府に取られておるものが一六％、市役所に残るのはわずかに四三億、一％しか残っていない。こういう割合です。これではやうていけないのはあたりまえでしょう。この国税を納めておるものは大阪の市民です。だから、今日の税法の中からは大阪の市民の声を聞いてごらんない。国税の減税はわかつた。しかし、地方税はちつとも減らないどころか、ふえておるじゃないか。地方税に対する住民の考え方というものは、一体何をやってゐるんだ。しかも、こういうところでわれわれが議論しているということは国民の諸君はよくわかりませんから、結局、大阪市がよけい取つてゐる、横浜市がよけい取つてゐる。国のほうは下げてゐるじゃないか。市役所はけしからぬということになつてくる。これではほんとうの自治体の運営ができませんか。自治体というものは、次官のよく御存じのように、地方の住民がほんとうに信頼して、自分たちの市である、自分たちの町であるという観念がわいてこなければ、自治行政というものはうまくいかないのです。どんなにえらい人が市長になろうと、町長になつても、そういうふうな自治の本旨に従つて——法律的には「自治の本旨」という文字をどういふに解釈するかということ、は、学問の上では議論がございしますが、自治の本旨のものが地方にまかされてゐる。そうしてある程度、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、とか、いろいろ書いてある。こういう今日の憲法が保障した地方の自治体のあり方というものが、住民から怨嗟の声で迎えられなければならぬ、このやうなことが、この税の問題を中心として起つておる。そうだとすれば、私は、もう少し自治省は親心を出して、ごまかしでなく、ほんとうの意味の自主財源というものを地方に与えることが必要である。しかも、税負担の割合からいけば、決して地方税が軽いとはいへない。先ほどからお話のございします所得税一つとっても、国の

ほうは下がってくるけれども、地方のほうは所得割りは下がらぬじゃないかという議論が出てくる。逆に、所得税は納めなくても済んだけれども、所得割りは納めなければならぬじゃないかという議論が出てくる。これは納める方が見てもらなさい。おかしいということになるでしょう。所得税は納めないけれども、市民税のほうは所得割りがくるのはどうもおかしいということになるでしょう。それは、さつき細郷局長の言ったように、負担分任であるとか、あるいは利益の觀念であるとかいう税の理屈をくっつけていけば、あるいはここでは言いわけが立つかもしれない。しかし、素朴な住民には、そういうことを言っておかしたところで、なかなかうまくいかないと私は思う。こういう点は自治省はどうお考えになっておりますか。現状のままでよろしいというお考えですか。いま申し上げましたような比率になっているのです。これでよろしいというお考えですか。私は、少なくともこうした形を改めて、そうして自主財源をふやして、そうして理事者と住民と、あるいは地域社会とがほんとうにこんな一体となって、理解し合って行政の行なえるような処置にどうしてもしなければならぬと思う。地方の自治体でありますから、よいいなことを言うようでありませうけれども、おのおの差はあります。住民全体がコーヒーの飲める村もございませうし、番茶しか飲むことのできない村もございませう。こういうところをみんな全部一緒にしろということとは私は言いません、当然あるわけですから、それを動かすことはできません。しかし少なくともこういう、七三%も国が取つて、一%だけしか市の財源として残らない。それで住民負担ばかりふえて、道路なんかちつともよくならないじゃないか、下水も満足にできないじゃないかというように、これで日本のほんとうの意味の民主化にはならぬと思う。民主行政が行なわれないと思うのです。ほんとうの意味の日本における民主政治を行なおうとすれば、やはり地方の自治体がほんとうに自分の力

で、地域社会の住民の意思に沿うような行政のできるようなことを、民主政治の達成だと私は思う。そういう觀念に立って、最初に戻るようでありませうが、私はこの交付税の税率はできるだけ、調整財源であるから少なくして、自主財源をふやすように努力すべきである。この問題が解決すれば、先ほどから言われているような事務の配分あるいは補助金の問題というような問題は自動的に解決ができる筋合いのものだ、こういうふうにかけるのですが、もう一度お聞きをしておきますけれども、自治省の考え方は、やはり依然としていまのままでよろしいというお考えですか。

○大西政府委員 決して現状でよろしいというふうに考へておられるわけではございません。委員の御指摘にもございませうに、国税、地方税の比率と申しますか、七〇%、三〇%というふうになつておるのでございませう。ところが、実際に地方におきまして使つておる金というのは、それらを込めて六十%というものを各地方団体が使つておるわけにございませう。それはまあ国のほうからいまの交付税とか、その他の形でいくわけですが、したがって、そこに考へるべき問題があるわけにございませう。これを先ほど申し上げましたように事務の再配分であるとか、あるいは現行の補助金制度の合理化について十分な検討をし直すとかということにらみ合わせまして、地方の自主財源というものをそれらの観点からさらに検討して、そうして再配分をしていくべきではないか、こういう観点に立つておるわけにございませう。それをやるにつきては、具体的にどうしていったらいいかということについて、税制調査会その他の意見をも参考にしつつ、将来検討し、実現をしていきたい、こういうのでございませう。

○門司委員 まだそういう御答弁をなさるのですか。私はもう一つ言つておきますが、たとえば官治行政であつて、われわれがいまの民主行政でないといつて非難をしておつたときで、昭和八年の税の配分を見てもらなさい、国が六二%で府県が一四%、市は二四%です。これは昭和八年

です。昭和四十年はさつき言つたとおり国が七三%で府県が一六%で市が一、こういうことになつておる。逆行でございませう。この当時は官治行政です。私どもはこういう現実の姿をほんとうに自治省に知つてもらいたい。官治行政であつて、自主などなかつたといふときでも、税配分というものはこういう形で、末端機構であります市町村の配分というものは非常に多かつた。いまの倍以上になつておる。ところが、民主政治民主政治といつて、地方自治体が大事だと言いつながら、逆に税財源は減つてきておる、この実に奇妙な現象といふのはどこからきておるのですか。これを改めようという気はないですか。私がさつきから言つておりますように、事務の再配分であるとか、あるいは補助金をどうしようというところは二つの問題である。自主財源によつて十分まかなえれば、地方もそうなくさんの補助金も要求いたしませんし、同時に事務の能力があれば、いつ委譲したからといつてちつともかまわぬのです。戦前の比率から見ても半分しか地方に、ことに市町村には財源を与えずに置いて、そうして調整財源をふやしてあるいは補助金をふやして、これで中央集権にならないでどうなります。私は税法改正についての議論としては、この点、特に自治省の考え方を改めてもらいたいと思ふ。そうでないといふから申し上げておりますように、どんなにここで議論したところでどうにもならない。大蔵大臣は、私が本会議で聞きましたときにはごく簡単な答弁をしておりましたけれども、これは大蔵大臣としての立場から答弁したことだと思ふ。しかし自治省としては、地方の自治体をほんとうに守るという意味ならもう少し、せめて戦前までくらいに上げていく必要が私はあると思ふ。これはやれるのではないですか。これ以上私はもう政府に答弁を求める勇氣は実はないのでありまして、依然として次官の答弁も変わらないといふことになる、自治省信頼するに足らずといふことになりはしませんか。全く現行憲法と逆行した中央集権的のものにならざるを得ない。いわゆる行政的には

地方の自治体を支配することはできない。いかなる大臣といへども地方を指揮、命令、監督してはならない。行政的には自分たちの権能を取り上げられたから、今度は財政的に、からめ手からこれを支配していかうという、川官僚のものの考え方だと私は思う。もしそういうことでなければ、さつき申し上げましたように、比率として見て、戦前と非常に大きな開きがある。民主行政であればよけいに、このウェットは逆でなければならぬといふことを考へておるが、しかし私はこれ以上意見を申し上げて答弁は要求しません。私はいままでの答弁を聞いて、実はこれから先質問をする勇氣がなくなりましたけれども、自治省は、繰り返して申し上げますが、ほんとうに地方の自治体の実態を知つてもらいたい。地方の自治体のやりたいことがたくさんある。しかし税財源がない。したがつてどうしても国にたよらざるを得ない。国にお百度参りをしなければならぬ。私は財政局長がおいでになるなら聞いておきたいと思ひますが、地方の自治体が今日、自分たちの村、町、市、県の公共団体の行政運営のために政府に陳情に来る費用、人員が一体どのくらいあるか、言つてもらなさい。おわかりだと思ふ。自治省はそのくらいのこととはわかつておるでしょう。どういふ計算になりますか、もし答弁ができるならばそれをしてみたい。これは行政上からくる税金の浪費です。

○鎌田説明員 手元の確な資料を持つてまいつておりません。個々の市町村あるいは県につきまして、私ども推測いたしまして、かなりの経費になつておるといふ推測はつくわけにございませうけれども、たとえば地方議会の議員の方々が出てこられた場合の経費、こういったものにつきましての資料を持つておりませんので、後刻、わかるようでございましてならば最大限の努力をいたしまして御報告いたしたい、こう思う次第であります。

○門司委員 これはわからないと言へばわからないでよろしいかもしれない。しかし地方に、都道

でをその事業用償却資産の範囲の中に含めていくかというのはやはり研究問題であらうと思っておりますが、その範囲自体につきましての具体的な線の引き方ということになりますと、なかなかわずかしい問題がございます。現状においては芝生などのものは課税の対象にならない、しかし土地造成費といふものが含まれておりますので、地価は、いままでは非常な山林原野でありましたものが、かなりな額に実は評価されてまいっておるわけであります。なお、ゴルフ場を金持ちが利用するといふ問題、そういうような面を税制の面でとらえて、担税力ありとして今回娛樂施設利用税の税率の引き上げを考えたわけでございます。

○門司委員　どうもそういうことだとぐあいが悪

いである。山林の立ち木が事業の用に供するもの

ですか。私は固定資産の償却資産のことを議論し

山に木のはえてゐるのはあたり

事えじやないですか。山に木がはえてたのね、それと
あひしている。ある、は庭口の固定資産税がか

かつてゐないといふ二つある。二つは事業の

かゝつていたといふことが、それによつて、

石が事業の用に供するものであるとは私は考えな

固定資産税を財産税として見る場合には、ろ

い、その問題がございましょう。しかし現在の固定

資産税の性格はそこまでいっておらない。同時

に、法律には明らかに事業の用に供する機械器具

ということに限定がされておる。私はこういう立

場でひとつ当局は答弁してもらいたいと思うので

す。庭の木であるとか、あるいは山林に木がある

とかというようなものは、事業の用に供するため

に一体山林に木を植えておくのですか。これは収

入を得るための木でしょう。あるいは料理屋の庭

石は、多少の事業の用に供するものゝ解釈しても

いいかもしれない。もしそういう解釈ができるな

らば、ここに税金をかけても私はちつとも差しつ

かえないと思う。税の本質、税金とちゃんと書い

である、これを文字どおりに読んでいって、事業

の用に供するものに、零細な中小企業、零細な農

民がほんとうに苦しい中から固定資産税を削めて

おる、自分の使つておる機械器具、言いかえれば生産手段である、そういうものにも税金がかかっておる今日、娯楽と考えられるこのゴルフ場の芝に税金がかからないということはおかしいのです。明らかにこれは事業の用に供するものであることは間違いない。いまのようなごまかしの答弁では私は引きさがるわけにはまいりません。一体、立木が事業の用に供するのですか。山の木は何の事業に供するのですか。山主から言わせれば、ただ財産だけでしよう。もう少しまじめに答弁してもらいたい。われわれはかつて立木税を考えたことがあるが、またそういうことも考えられる。今日、木引税が徴収が非常に困難であるというのなら、伐採期以上の樹齢を持つてゐる木に対して財産税の税金をかけるということも考えられる。今日一番大きな金持ちであつて税の対象になつてゐないのは山林地主でありますから、山林地主にかけるとしては、そういう方法があるはずであります。しかし、これは現実には村役場が一々立木を計算するということは非常に困難だ。徴収上の技術の上からいって非常にむづかしいというふうな理屈でわれわれはちゅうちょしてゐるのである。固定資産税を財産税と考えるなら、当然そういうことも考えられてしかるべきだ。山村に行つてごらんさない、一番大きな金持ちが一番税金をのがれてゐるでしよう。小さな二反か三反かのやせ畑を持つておつても税金はかかつておるのです。こういう税の不合理さがあるということとはわかつておるが、いろいろな面を今日これは徴収されておらない。にもかかわらず、いまのような臨時を自治省側のほうで、しかも税務局長からお聞きするというになると、これは聞き捨てにならない。自治省は一体そういう問題に対してどういうお考えでありますか。私はこの娯楽施設についての議論をしてゐるのであつて、これは次官から答弁をいただいておりますと思ひますが、芝は事業の用に供するものとみなされませんか。あれは自然に野っ原にはえたものだから、しかたがないということですか。現実には植えてゐる

のでしやう。またこれがなければゴルフ場にならないでしやう。明らかにゴルフ場としての利用価値あらしめることのための事業の用に供していることに間違いないのであります。次官の考え方をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡崎委員長 門司先生すでに御承知と思つて答弁を少しあれしましたが、御承知のように固定資産税の対象となりまゝ償却資産は、事業の用に供する償却資産でありまして、これは法人税、所得税等におきまして減価償却をする資産、こういうことになつております。したがつて、ゴルフ場の芝につきましては、現在法人税、所得税におきまして減価償却の対象資産といたしておりません。そういうことで法律制度的に固定資産税の対象にいまなつてゐないわけでありまして、ただおっしゃる通りに、立木その他の問題につきましては、いろいろ議論のあるところでございます。今後の問題であらうと思つております。

○門司委員 これを国が減価償却の対象にしないからというが、地方で独立税はかけられるでしやう。法律違反にはならぬでしやう。地方の市町村が法定外の独立税としてかけて差しつかえないでしやう。これは差しつかえないでしやう、どうですか。地方の市町村が自分のところの法定外の独立税としてかけることには異存はないでしやうね。

○岡崎委員長 それは、いま私が申し上げましたのは、固定資産税の対象としてかけていないというのを申し上げたわけでありまして、これをゴルフ場について別個の法定外税を起すことというふうなことは、その中身の問題はあらうと思ひますけれども、考えられることであります。

○門司委員 いま独立税としてかければかけられるという答弁、私もそのとおりだと思ふ。ただこれらの問題は、実際からいふと、地方の自治体に關しては、かなり有力な諸君の所有物であることには間違ひありません。したがつて、力の弱い町村の議会がこれを押し切つて、あるいは町村長さんが押し切つて独立税がかけられるかどうかとい

うことは、私は技術上の問題としてかなり疑問があらうと思ふ。したがつて、これはやはり国の力でこれにかけるといふこと、いわゆる減価償却ができるものであるとかないとかいふことは技術的問題であり、同時に一つの考え方であつて、法律の文面をそのまま読めば、事業の用に供するものとか書いてないものである。これは私は、あくまでもこれらの問題については、地方でかけられるというところが一つあることは最初からわかつておる。しかし、これはさき申し上げましたように、技術的に比較的困難ではないかといふことである。これは、地方自治体は、村とか町とかいふものはその地方のボスににらまれると、御存じのようになります。運営がしにくくなるから、町村長さんもこれに税金をかけたと思つても、なかなかかけにくいのだと思ふ。やはりこれは国が行なうことのほうが普通であつて、適当だと私は考えるから申し上げておるのであつて、国ではどうしてもかけられないといふのであればやむを得ない、地方でかけるといふことになるかもしれない。しかし、私の気持ちとしては、いま申し上げたように、普遍的に税金を取らうとすれば、やはり固定資産税の対象にするということが正しい考え方であると思ふ。

ちやうど時間になつておりますので、きょうはこれ以上御質問申し上げません。自治省に対しては、この問題は将来の一つの問題として、次の税法改正のような場合には、金持ちだから遠慮するといふようなことでなくて、取れるところから取つたほうが、応能の原則というものがちゃんと税法の中にあるのです。これらの諸君は納める力をちゃんと持つておるのですから、ただ土地からくるものだけでなく、その上に家が建てておれば、やはり家としての税金も取れるでしやう。あるいはその他の収益もあがつてくることでしやうし、村にとつてはかなり大きな問題だと考へておる、したがつて、そういう点を十分に考へておいてもらいたい。私もこれは強く主張いたしてまいります。

これできょうの私の質問は終わらせていただきます。たいと思ひます。

○岡崎委員長 奥野誠亮君。

○奥野委員 先ほどに続きまして、宅地課税の問題について、なお若干お尋ねしておきたいと思ひます。

今度の地方税法の改正案の中で、宅地に対する固定資産税の負担を漸増していく、このことの可否が一番争ひになつてまいつたわけでございます。だんだん話を詰めてまいりますと、現在の宅地負担が、家屋や償却資産との間でバランスがとれてゐるのだといふことを主張される向きもございまして。私たちは、新評価に基づく法律上の課税が行なわれるようになって初めて家屋、償却資産との負担のバランスがとれるのだ、かように考へております。しかしながら、だんだん宅地の負担がふえていく、それによつて固定資産税の収入もふえてくるわけでございますので、その曉には固定資産税の税率について当然引き下げを検討されるべきである、かように考へてゐるものでございします。先般の松隈参考人の意見を伺ひました。現行法のたてまえどおりにしておくと、宅地に対する負担が一挙に数倍にもなつていくのだ。そこで毎年若干ずつふえていく漸増方式、漸増にとどめようとしたのだ、引き上げ幅が低い、中間的な経過的な措置を答申したのだ、だから税率調整のことには触れなかつたんだ、こういう説明がございました。私たちもそのような理解のもとにこの地方税法案の審議に当たつてゐるわけでありまして。したがつて、政府のお考えをこの際ただしておきたいのでありますが、先般税制調査会の松隈参考人が述べられたような考え方に基づいてこの法案が提案されてゐる、かように理解してよろしいかどうか、念のために伺つておきたいと思ひます。

繰り返し申し上げますと、引き上げ幅が低い中間的な経過的な措置なんだ、だから税率の点には触れなかつたんだ、しかし、将来宅地に対する負担がだんだんふえてくる、固定資産税収入が漸増

していく、その際には固定資産税の税率を引き下げる事が可能であるかどうか検討して必要な措置を講ずるのだ、そういう考え方のもとにこの法律を提案しているのだ、こう理解してよろしいかどうか、念のために伺っておきたいと思ひます。

○大西政府委員 奥野委員仰せのとおりであります。

○奥野委員 なお、宅地の負担がふえることについての議論が多いわけですが、宅地即住宅用地即家賃にはね返ってくる、こういうような考え方が持たれやすいのでありますが、いわゆる宅地という分類の中には、工場用地もあれば店舗用地もある、店舗住宅併用地もあれば専用住宅用地もあるだろうと思ひますが、総評価額の中で専用住宅の用地というものはどれくらいの割合になつてゐるんだらうか、このことを明らかにしておきたいと思ひます。

○細野政府委員 二二%程度でございます。

○奥野委員 一般的に、自己所有の土地の上に住んでゐる人は半分ぐらいではなからうか、こういうようにどこかで伺つたように思ひますのであります。そうしますと、いわゆる宅地総評価額のうちで、自分の土地の上に住んでゐる人というものは一〇%前後だということになるのじやなからうか、こう思ひますが、そう理解してよろしいのでしやうか。

○細野政府委員 専用住宅の二二%ぐらいのウエイトといひますのは、税額から見ると、現状においての負担が土地の二二%ぐらいになる、こういうことでございます。

それから住宅調査によりますと、住宅の総数約二千戸ございしますが、そのうち持ち家が千三百戸、そしてその千三百戸のうちで九百二十戸が自己所有の土地の上に乗つてゐる、こういうことでございますので、住宅の面から見れば、住宅総数二千戸のうち九百二十戸ぐらいが自己所有の土地の上に建つてゐる、約半分足らずである、こういうことでございます。なおこれにはいろいろ、農家といったような一般的な傾向も入つ

ての数字でございます。

○奥野委員 だんだん伺ひますと、なるほど農家になつてまいりますと自己所有の土地の上に住んでゐる人が多いだらう、こう思ひわけでありませう。そうすると、工場用地というものはどの程度の割合を占めてゐるものでしやうか。

○細野政府委員 土地全体の中で見てまいりますと、税額から見ると、工場専用用地は約七%ぐらいのことでございます。なおこのほかに、事務所、商業用地と申しますが、いわゆるオフィス、店舗街といったようなものもございします。それが一二%ぐらいになつております。なお、住宅には併用住宅、店舗と住宅と一緒にゐるものがございますが、その辺は、はっきりした数字は出ておりません。

○奥野委員 だんだん伺つてみますと、宅地の評価が非常に上がつてゐるのに、それから考えると六分の一、七分の一に押えてゐる。この現状でパランスがとれてゐるんだということは、ますます不可解なやうな気がするわけでありまして、やはり政府案のように漸増方式をとつていく、そして適当なときに税率調整を行つていくということが妥当な行き方であるという確信を深めたやうな次第であります。

なお、先日の参考人の意見を聞きながら、この府案のままでしたして十分であるかどうかについて、非常な疑問を感じた点が一つございします。それは、新大阪駅付近では新評価額が三十倍前後に上がつてゐる。しかし取引価格から見るとそれでも三分の一ないし五分の一だ、こういうお話がございしました。おそれ、今度の府案によりまして、八倍以上に新評価額が上がつてゐるわけでありませうから、毎年三割増しの負担の増加が求められるというところにならうかと思ひます。三十倍にも上がつてゐるんだ、しかも取引価格と比べるとそれでも三分の一ないし五分の一だ。それを府案のように毎年三割ずつふやしていけばそれでよろしいんだという案で、はたして均衡がとれるだらうか、どうだらうか。私たちは、土地

はやはり国民全体において適切に利用されていかなければならない、また適切に利用すれば非常な価値を生み出せる土地であるから、著しく値上がりしてきてゐるのだらうと思ひます。

それにもかかわらず、税負担は非常に低い、それは売り惜しみをしちやうて、なかなか有効に利用できる人の手に利用されるやうにならないじやないか、こういう心配を多分に抱かざるを得ないのであります。そうしますと、こういうやうな土地についての固定資産税の課税方法の改正につきましては、もう一歩突進んだ方法を考えられるべきじやないか、今回の改正案につきましては、こういう面が全く無視されてゐるのじやないかと私は考えるわけでありませう。一部に、漸増方式について非常な反対論がありましたが、こういう問題の解決に憶病になつてもらつては困ると思ひます。ほんとうに土地は、国民全体から見まして有効に利用されなければならないにもかかわらず、また有効に利用すれば相当な価値を生み出せる土地であるのにもかかわらず、負担が低いために、そのまま利用されないで済まされるという場合もこういう面からは心配されるわけでございますので、これらの点についてどのようなお考えを持っておられるか、この機会にた

しておきたい。私としては、十分に研究をされて、なるべく早い機会にこれが解決案を国会に示されるやうに希望をいたしたいものでございします。

○細野政府委員 固定資産税は、御承知のやうに財産価値の大小に応じて税負担を求める。その基本には、非常に価値の大きいものは、それなりの利用度と収益度がある、価値の小さいものはそれなりに小さいのだというふうな考え、またそれをもつて、非常に利用度あるいは収益度の高いものはそれなりに利用されていくべきものなんだということを前提としてつくられてゐる税制である。私どもは考えてゐるわけでありませう。したがひまして、財産価値の大小によつて外形的な課税をしてゐる、こういうことでございます。いまお話の

ございましたやうな今回の負担調整案では非常にもの足りないのじやないか、もっとそれは突き進んでいくべきではなからうか、こういう御議論がございしますが、先般来税制調査会等におきまして、固定資産税の負担の求め方については、考えの基本的問題と現実的な税負担の変動の問題とをどう調和していくかということについて、かなり議論がございました。その結果、今回のやうな上

昇区分に応じた負担調整率を付けていくという方式が出されたものでございまして、これによりまして以上土地の負担が、他の資産なりあるいは他の税目と比べてアンバランスの点が漸次是正をされてゐることになるわけでございます。そして、税制全体あるいは固定資産税の税率といったやうな問題も、そういう面で将来検討されなければならないということ、税制調査会では、固定資産税につきまして、特に税率は、税体系における地位であり、あるいは企業に対する課税のあり方であるといったやうなことで、引き続き検討する、こういうことになつてゐるのでございします。われわれも、そういった今後の審議の結果を待ちまして、よりよい案がでますれば、それに移つていくことにやぶさかではないわけでありませう。

○奥野委員 いまの答弁ではたいへん不満足であります。私は、この間の参考人の意見を伺ひますと、新評価額は売買時価の二分の一から三分の一くらいだ、しかし新大阪駅付近なら三分の一から五分の一くらいだ、こういうお話をつたつたわけでありませう。実際新評価額は、この間の参考人の述べられたやうに、売買時価から考えると二分の一ないし三分の一くらいのものであらうと思ひます。売買時価に比べると課税していくのだから、そういう誤解を国民がかりに受けるのじやないかと思ひます。同時に土地、家屋、償却資産を比べた場合に、土地は最も安定した資産ではないか、これを強く感ずるものでございします。そう

府案によりますと、三倍から八倍までに値上がりをしてる資産については、毎年二割の負担の増加を求めていく。土地の所有者に対しては、いろいろ事情もございましょうから、同情すべき点も多々あるとは思いますが、あるとは思いますが、二割ずつ上げてまいって、十年で六割だと私は思うのであります。なおかつ十年たつても法律上の価値にはならないのであります。しかも先般予算分科会で伺いましたところでは、先の評価額から今日すでに、地価は鈍化してきたと言え、二割五分の値上がりを見ていたのだ、こういうことであります。そうなりますと、一そう土地負担をどうしていくかということについては、十分な配慮が加えられなければならないのじゃないか、かように考えるものでございします。もとより私がこのように主張するのは、固定資産税全体としての税率調整を基本にものを言っているわけではございまして、ただ税額をふやせ、こう言っているわけじゃございしませんで、負担の均衡をとるべきだ、こういうものの考え方から主張しているわけではございします。ことにまたこの間の話では、都市街路事業のような場合に、地域によっては、買収している場合の基礎の価額と、税負担を求めている基礎の価額には五十倍の開きがあるということ、を伺ったのでございします。これらの矛盾を早急に是正するように、根本的な案を引き続いて検討されるように希望しておきたいと思ひます。

その次に、娯楽施設利用税のことについて簡単に伺っておきたいと思ひます。今度の改正案では、娯楽施設利用税について、特にゴルフ場の利用については四百円の標準税率を六百円にする、そしてそのうちの四百円だけを市町村に府県から交付していくという案が盛り込まれているのでございします。門司委員から指摘されましたように、私はできることなら二百円を全部市町村に交付したほうがよかつたという考え方を持っているわけではございします。また案の過程においていろいろ意見も述べてまいつたものでございします。今日のゴルフに対する国民感情から言いますと、私

はこの程度の負担を特に市町村へ一部を譲与していく、そういう見地から引き上げられたことはやむを得ないことだと考えておるものでございします。しかしゴルフの関係者からは非常に熱心に課税撤廃運動が起されておるようではございしません、その主張を伺っておりますと、すでにゴルフ人口というものは二百万人にもなつてきたのだ、しかも戸外における健全スポーツだ、年をとつてからもゴルフをプレイすることができ、八十をこえてもプレイしている人たちがたくさんあるじゃないか、スポーツに対する課税は不穩当ではないか、こういうような意見をたびたび述べられておるわけではございします。ゴルフ関係の課税としては、物品税もございしますし、また先ほど門司委員から指摘されましたように、固定資産税課税が適切であるかどうかという問題もございします。これらについて私は適正な課税が行なわれることが望ましいと考えているのです。しかしながらプレイをする人そのものに課税する、これはやはりだんだん考えてみると、問題があるのじゃないか、かろうかという気持ちをおこすところになつて強く持ち始めております。そこで伺っておきたいのでございします。世界の中で、特に先進国の中で、プレイをする者に課税をしている国が、どこどこなんだろうか、それがどの程度に行なわれているか、これを教えていただきたいと考えるものであります。

○細野政府委員 詳細な資料はいま持つておりませんが、例は少ないようではございします。

○奥野委員 私はやはり不勉強だと思ひます。これだけ多くの人たちがいろいろと言っているのなら、進んで調査しておくべきではないか、少ないように言われると、どこか必ずある国があると思ひうのでありますが、どこかもし御記憶があれば教えていただきたい。

○細野政府委員 ただいま資料を持つておりません。

○奥野委員 私は、先ほども申し上げておるよう、物品税課税とか固定資産税課税とか、それぞ

れ適正に行なわれること、その結果ゴルフ関係者の負担が重くなつても、これはいいと思ひるのであります。しかしプレイする人そのものに課税をするというやり方については、非常に疑問を感じ始めてきていますものでございします。そこで、この課税が感情的な課税にならないようにしなければならぬ。現在の国民感情からいいますと、まだゴルフというものはぜいたくなものだ、思い切つて負担をふやしてやれという気持ちもかなりあると思ひうのであります。しかし国民の中に健全な風を醸成していくということを考えてまいりますと、あながちそういうような感情的なことでは税制を運用することは慎むべきことではなからうか、こ

う思ひうものでございします。そこで、私は二つ伺つておきたいのであります。一つはゴルフ場の施設の関係からでございします。メンバーコースに入らうとしますと多額の入会金を必要とする、またそれだけ多額の入会金を支出できない人たちは、パブリックコースを利用して思ひうのであります。できるだけ私は、こういうプレイできる人はプレイさせてあげべきだ、そうなつてくると、パブリックコースの場合には、同じ娯楽施設利用税であっても、軽減措置がとられることが望ましいのじゃないか、かろうか、かと思ひうのであります。私はむしろスポーツという見地から、できる人たちは、いたずらに飲食に多額の金を投ずるよりも、できればこういう健康な肉体、健全な精神を養える方向に金を使うほうが望ましいと思ひますだけに、どういう配慮をしようとしてゐるか、伺つてみたいと思ひます。

○細野政府委員 メンバーコースに比して、パブリックコースについては今回の値上げ幅を若干低めてまいりたい、かように考えております。

○奥野委員 もう一つは、プレイする人の関係から伺つておきたいと思ひうのであります。現在学校の中には、あるいは乗馬部があるとか、あるいはヨット部があるとか、いろいろな部の中に、ゴルフを愛好する人たちの部も設けられてまいつてきておるわけではございします。私は、スポーツは、そ

れそれ長い間につちかわれた伝統とか精神とかいうものがあるだらうと思ひうのであります。特にゴルフにつきましても、きびしいしつけ、やかましいエチケット、これは他のスポーツに見られないきびしいものがあるように考えておるわけではございします。また古いメンバーコースになつてまいりますと、学生がプレイに来ると決してキャディをつけません。学生自身にバックを持たして歩かせます。セルフバックを強要します。キャディを要求しても認めません。これは私は非常にいいならわしだ、かように考えておるものでございします。同時にまたウィークデーですいている場合には、そういう大学のゴルフ部の学生がプレイする場合には、レジスターフィーを求めない、メンバーフィーでそのゴルフ場を利用させております。これがゴルフ場の本来の姿ではなからうか、かように考えているわけではございします。そうなら課税の面ではなからうか、こういう考え方を持っているものでございします。むしろ課税の面においても、収入さえあげればいいんだというふうな、安易な運営に墮さないような配慮を私は希望したいものでございします。ゴルフ場の運営よろしきを得れば、情操豊かな社会を建設していく上において、大きな役割りを私は演ずると思ひうのであります。そういうこともあつて、また今日多くの学校ではゴルフ部が生まれてきておると思ひうのであります。またそのゴルフ部においては、メンバーコースも積極的な協力を今日では与えていると思ひうのであります。積極的な協力を与えている面については、課税の面についても私は十分な配慮をなされてしかるべきではなからうか、またそういう方向にゴルフ場経営も持つていかせるべきではないか、経営倫理というものを確立させる方向に持つていくべきではないか、ゴルフ場の中には日本ゴルフ場連盟というふうな式の社団法人もできているようではありますけれども、そういう機関を通じて経営倫理の確立を求めながら、税制の運用においても必要な配慮が加えられてしかるべきじゃないか、か

ような考え方を持っているものでございますが、この点についての御見解を伺っておきたいと思っております。

○細野政府委員 ゴルフ場の娯楽施設利用税について、なかなか人的な仕分けによって税額を変えようという事は非常にむずかしいと思っております。いま御指摘のような、学生のセルフパングの税額はまけてやれ、こういう御意見のようでございますが、そういう意味合いにおいてもなかなかむずかしい問題だと思っております。学生について特にゴルフを奨励したい、あるいは学生について特別にしたいということであれば、私はむしろ利用料金のほうの問題が先行すべきではなからうか、こう考えるのであります。いろいろ御意見ございまして、従来のゴルフ場の利用税につきましては、従来が、わりに上下の幅がいろいろございまして、各県によって多少アンバランスな点もございまして、今回の改正を機といたしまして、できるだけパランスのとれたものになるように極力指導をしてみたい、かように考えております。

○奥野委員 時間の関係がありますので、他の委員に御迷惑をかけても適当でございませぬから……。いまの答弁に私は非常に不満であります。したがって、これらの点についてもっと研究をしていただきたい、そうして善処をしていただきたいということを特にお願いを申し上げておきたいのであります。

先ほども申し上げたように、収入さえあればいいんだということに、同時にまた社会環境もどんどん変わっていきっているのだ、こういうことについても目をそらさないようにされながら、ゴルフ場運営の経営倫理、これもまた私は求めるべきだと思っております。それとまた、ゴルフ場が学生に対して特別な配慮をしているような例を先ほども私はあげたのでありまして、メンバーコースではメンバー並みのフィーにして十分利用させるという面もあるわけでありまして、そういう場合には税の面においても適当な考慮をしてあげなければならないか、こう言っているわけ

であります。あなたはただ料金だけで適当にやればいいのだということをおっしゃった。それが十分だということを私は言っているわけでありまして、対応して税の面においても考慮をされるべきではないか。基本的にはプレイする者に課税することの不合理を感じているわけでありまして、それは別にいたしまして、いまのような点について並行的な配慮がなされるべきだ、かように申し上げているわけでございます。

○細野政府委員 現在のゴルフ税は、御承知のように一種の外形的な課税をしているのであります。課税技術の点もございまして、そういうしかたをいたしておるわけでございます。したがって、人的要素での課税の区分ということにこれに導入することについてはかなり困難な点がございまして、そういう点を御了承いただきたいのであります。

○奥野委員 人的要素を考慮することは不適当だというお話でありましたが、たとえば入場税の場合でも、学生については課税をしないとかいうようなものがあったわけでありまして、だからそれが困難だからやらないというのでは、私はとてもいまの御説明には納得ができませんのであります。課税を見出して課税するのでしょう。プレイする人にも、担税力にはいろいろ差があるわけでしょう。また社会全体の推移から考えても、奨励すべきものとすべきでないものといういろいろあるわけでしょう。そこをやはりプレイする人の内容によっても十分区分することは、研究する余地が多分にあるのじゃないか、かように考えるわけでありまして、区分することはできないのだと言いつつ、それは非常に不満であります。検討をしてくるお考えがないかどうか、もう一べん伺っておきたいと思っております。

○細野政府委員 いろいろ御注意の点、検討したいと思っております。

○岡崎委員長 本会議終了後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後四時十二分開議

○岡崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安井吉典君。

二月の十四、十五両日にわたりまして、予算委員会でも地方税法改正の中の固定資産税の問題につきまして議論をいたしまして、きょう三十九日目で地方行政委員会における話し合いが付き、このあと三党共同修正をもって土地の免税点を八万円、家屋の免税点五万円、償却資産の免税点三十万円、さらに水道に対する電気ガス税の非課税措置につきまして措置されることにお話し合いがついたわけでありまして、これによって五十数億円の当初の地方財政見積りより減収を見ることになるわけでありまして、このことは、私どもは政府原案では最初当然見込むべきものでない増収を見込んだというふうな考え方で主張をいたしておりました経過もございまして、さらにまた三党書記長、幹事長会議におきまして、政府が責任をもって措置するとの話し合いもありましたので、この際、大蔵大臣としてのお考えを伺っておきたいと思っております。

○福田(純)國務大臣 固定資産税に関する国会審議の経緯につきましては、私もよく承知しております。私も私どもといたしましては、地方行政委員会における審議の結果を待つ、こういうことであります。したがって、御審議の結果が出る段階になりましたと承知しております。ついでには、お話のように、その結果五十億円程度の欠陥を生ずる、こういうことになるわけでありまして、私は、地方財政は国の財政と一体だ、地方あつての国であり、国あつての地方である、そういうふうな考え方、地方財政の問題に臨んでおられるわけでありまして、今回のこの歳入五十億程度の欠陥に對しましては、自治大

臣ともよく相談をいたしますが、責任をもって措置いたしたい、かような考えでございます。

○安井委員 その措置の内容につきましては、私も単なる起債の措置で埋めるとか、あるいはまた後年度における地方交付税の中に算入してやるとか、そういうような形では十分な措置ではないと思っております。大臣はいまははっきりと言明をお避けになったわけでありまして、そういうふうな措置ではなく、きちんとした措置でなされるものだと思うのであります。本日の段階では、方針等について明言をいたいただくわけにはいきませんか。

○福田(純)國務大臣 この問題のいきさつをよく承知しております。今日修正になったいきさつです。そのいきさつも頭にありますから、そのいきさつを尊重して、地方財政に圧迫がその結果いかんように、私は責任をもって善処する、かように考えております。そのやり方の方法はいろいろあると思うのです。あると思いますが、その具体的方法は自治大臣とよく相談する、こういう考えであります。

○安井委員 今日この段階で明言をいただけないような事態のようでございますから、いまの大臣の言明を私も深く信頼をしたいと思います。先ほど来申し上げておりますように、この経過というものがあつてから、いいかげんな措置で放置されるということが絶対にないように、その点だけをお願いしておきたいと思っております。

自治大臣に続けて伺いたいと思っております。これまでの議論の中で相当程度尽くされておりますので、私は最終的に自治大臣としての固定資産税の問題についての今後の取り組みの御決意を伺っておきたいと思っております。土地についての固定資産税の課税標準を、旧課税額を基礎とするものから新評価額まで上昇させるというときは、たとえ漸増方式によるとはいえないながらも、現行制度のままでは税負担が年を追って増加し、年度が重なるにつれて、税率が同じでありますから、大

幅な増税になるわけです。四十一年度の当面の措置については後ほど共同修正が行なわれるわけでありまして、四十二年以降の固定資産税については、税負担の増大に見合つて抜本的な措置が講ぜられなくてはならないと思います。先ほどゴルフ税等のお話も出ておりましたけれども、退職金を出して土地を買い、そこにささやかな家を建てておる、そういう庶民生活、そういうような人の宅地までが今後どんどん値上がりをしていく、税金が上がるっていく、こういうようなものは私どもは放置するわけにはいかないと考えています。これはゴルフ税のほうは増税しても、こういうふうな庶民的な土地所有者については、住宅政策の意味からも負担を高めていかないと、あるいはもう税金はこういうものにはかけなくてもいいというふうな仕組みをつくらなくてはならないと私は思うわけです。あるいはまた、どんな固定資産税が上がるかによって地代や家賃へのはね返りも予想されます。そういう庶民の生活の場を守っていくということが、今後どんどん固定資産税額が上がっていくことが明らかである際において、考えていかなくてはならない点だと思ひます。あるいはまた、日本の農業の低生産性にかんがみても、農民に対する固定資産税課税の問題も十分に再検討をしなければならぬと思ひます。こういうふうな際でありますので、この地方行政委員会におきまして今後慎重な検討をしていくということも申し合わせをいたしていただくべきであります。政府においても、免税点の引き上げでありますとか基礎控除制、累進税率制または課税標準や税率の調整等、適切な措置をもって対処することとてなくてはならないと思ひます。この点につきまして大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○永山国務大臣 昭和四十二年以降の固定資産税につきましては、お説のように免税点、基礎控除、税率の調整等を含めた抜本的な検討が本委員会の小委員会でも行なわれることとてございますか。

ら、院議を尊重をいたし、また政府といたしましては、引き続き政府の税制調査会の意見をも聞きながら、十分抜本的な検討を続けて、必要な措置を講じたいと存する次第でございます。

○安井委員 たいだいまおっしゃった税率の調整の中は、私どもが主張しておりました累進税率制という点も含まれていると理解してよろしいでしょうか。

○永山国務大臣 かねてから御主張されておるそれらも含めまして十分検討をいたしたいと考えております。

○安井委員 先ほど大蔵大臣から、減収は必ず責任を持つて補てんするという言明があつたわけでありまして、この減収は、このたびは免税点の引き上げを中心にして行なわれるわけで、したがって、全国の市町村のどこがおもに当初見込みより減収するかという点については、これからの段階で明らかにしていく点ではないかと思ひます。ですから、総額で補てんするにいたしましては、減収の場には必ず補てんがいくようにそういう緻密な対策というものが自治省になくてはならないと思ひますが、いかがですか。

○永山国務大臣 お説のように減収を受ける場を十分考慮いたしまして、これが対策を立てたいというように考えておる次第でございます。

○安井委員 先ほどもちよつと触れましたが、固定資産税の増税が地代や家賃等にはね返るおそれがあるわけですね。たとえば昭和四十一年度は一番上がった三割程度の引き上げでありますから、計算上はたいしたことはないようではありますが、しかし地代、家賃等は、物価の値上がりやあるいは公共料金の値上げ等の傾向の中で、普通の状態でも上昇傾向にあります。先年固定資産税が二割上がった際も、税金が二割上がったからということ口実にして家賃を二割上げたという例を全国で幾つも耳にいたします。税が上がるのはほんのわずかな額で、二割というものは相当大きな額に

なるわけでありまして、次元の全然違う問題でありますけれども、そういう口実に使われるという例が非常に多いわけです。しかしながら、家賃を今日の段階で押えるというのなかなかむずかしいような面もあるかと思ひますが、政府の住宅政策という立場から、私はそういうふうな傾向が起きないことを念じながら適切な措置を講ずべきだと思ひますが、いかがですか。

○永山国務大臣 住宅に対する固定資産税の負担の増加が地代や家賃等の不当な増額の口実を生じないよう、住宅あるいは宅地等、住宅政策の総合的な見地に立ちまして必要な措置を講じたいと考えるのでございます。

○安井委員 最後に、地方財政の最近の危機的な実態に対しまして、今回講ぜられました政府の税財政措置はきわめて不十分であると私は考えます。この危機を救う道は、地方自治という名に値する、そういう自主財源を持つ自治体になることだと私は思ひます。そういうような意味で、国税の地方税への移譲等による地方自主財源の強化につきましては、これまでの御努力はわからないわけではありせんけれども、昭和四十二年以降は、この危機の情勢はもとより深刻化するのではないかとこのことを私は考えますので、自主財源の強化の問題には、大臣は従来以上の真剣な熱意を持って御取り組みになるべきだと思ひます。その点についての御決意を最後に伺つておきたいと思ひます。

○永山国務大臣 自主財源を強化して地方自治の確立をはかるということは、お説のとおり最も重要なことであると考えております。したがって、いまして地方制度第十一次調査会等へもよくはかり、さらに政府にございます税制調査会等にもよく連絡をとりまして、なお皆さん方のほうの委員会の意見をも、院議を尊重して、地方財政確立に對しまして税源の再配分、あるいは事務の再配分、補助金の合理化等あらゆる面を総合いたしまして、財政の確立に今後全力をあげたいと考えてる次第でございます。

○安井委員 終わります。

○岡崎委員長 門司亮君。

○門司委員 私は、大臣がおいでになりましたので、特に二、三の点についてだけ大臣に御質問申し上げておきたいと思ひます。

一つは、いま問題になっております固定資産税について、三つの要素、課税客體を持つておる固定資産税、これからくるいろいろな論拠が対立する危険性が実はあるわけでありまして、それはどういふことかと申しますと、土地と建物との関係について、土地は年々ずつと増価をしていく、建物は償却を見るとそう急には上がつてこない。従来から土地家屋税というものが、家屋税と地租というものがございまして、この場合は家屋税と地租というものは別々になつて議論をされておりました。それからもう一つは、これに償却資産が加わつておる。この償却資産というものは全然性格の違うものでございまして、ことに近年のように資材が非常に高くなつてまいりましたと、償却資産は償却を見る反面、やはり資材自身が高くなつておるといふ矛盾がございまして、同時にこれを事業の用に供するといふ文字を使つておられます。それから、ごく零細な中小の企業者あるいは零細な農民にまでこれがかかるという形をとつております。そういうことでありますので、この税金は性格上非常に複雑性を持つておる。土地にいたしましても、農村の土地と都会の土地とは全然性格を異にしております。農村の土地は、今日農地改革を行なわれた現在においては、ほとんど土地自身については、地主が手をこまねいておつては収入の道というものがなく、農民が汗とあぶら流してのじゃないかと考える。農民が汗とあぶら流して種をまいて肥培管理を行なつて初めて土地の価値は出てくるものである、こういうふうな考えがあるので、ある意味においては、単なる生産手段にすぎない。ところが、都会の土地はこれとは逆に、土地を持つておるといふことで土地の値上がり、土地に貸しておるといふことで、労力も何も地主は要しない、かなり大きなというよりばく大な収益

がある。同じ土地についても性格を異にしておる。さらに山林等についてはほとんど今日まで手がつけられておらない。こういう複雑な税を一本にしておるといふところにいろいろの問題があるのではないかと考える。これをもう少し整理して、性格をはっきりさせて、税の所在と申します。本質が納税者にわかりいようにしむけるようなお考えはございませんか。この固定資産税の整理をするというお考えはございませんか。

○永山国務大臣 お説のようにきわめて複雑多岐でございますので、政府の税制調査会等にもはかり、また皆さん方の委員会においても十分御検討をいただき、これらを総合いたしまして、ただいまのお説の点は将来十分検討いたしたいと考えるのでございます。

○門司委員 十分検討するというところで逃げられればそれだけのことでありますが、実はこの問題については、たとえば中小企業に對しては、事業税の減税はこの国会である程度、この税法で行なわれております。ところが、固定資産税の面は、修正をいたしますから十五万円の免税点が三十万円になるわけでありまして、政府原案では何ら考慮されておられません。事業税のほうは、御承知のように税の本格論から言えば、これは収益課税であり、純益課税ということでありまして、しかし現在は何といつても所得税の性格を持っておる、そういう一つの税金の性格を持っておる。そこで所得税が安くなり事業税が安くなるということになると、県税と国税は安くなったということになるのだが、市町村民税の税関係は安くならない、こういう形が実は出てまいるわけでありまして、これらの点について、私は、こういうふうな非常に資材の多いときに、十五万円あるいは三十万円程度の償却資産の免税点では低過ぎると思ひます。これは洗たく屋にいたしましてもあるいは床屋さん等にいたしましても、今日の機械器具の合計で免税点が三十万円では、一体どれだけのがれられるかということでありまして、私は、今日中小企業の非常に困つておられますときには、これら

の免税点をもう少し引き上げる必要があるのではないかと今ふうに考えるわけですが、こういう意味からいいますと、この固定資産税については、先ほどから根本的に考えるというお話でございますが、そういう面を考慮されたわけですか。一つ一つの税について、これをどういふふうなあんばいでいくというお考えであるか、その辺をも一度聞かしておいていただきたいと思ひます。

○永山国務大臣 お説のように償却資産の問題についても御意見がございましたので、これらもあわせて、すべて検討いたしたいと考えるのでございます。

○門司委員 これ以上私は押し問答はいたしません。検討する、検討するというところで逃げられれば、それで大体おしまひになってしまひますが、時間もございますので、その次にお伺ひしておきたいと思ひます。これは、先ほど安井委員からもお話がございました例の自主財源の問題であります。午前中、大臣のおいでにならなかつたときも、かなり私は重複してお聞きしたのでありますが、何といひしても地方財政の税財源の面は減つております。四十年年度の財政計画では大体四一%の税財源があつたはずですが、四十一年年度の財政計画では三八%にこれが落ちております。そして本会議でも申し上げましたように、地方財政の中で、自主財源で費用を分担していく面から考えてまいりますと、税金では、借金の元利払いと給与を払うとなお七百億近いものが足りないといふことになつて、これでは自主財源といつてみたところでは、実際には自主財源でも何でもない。給与を払つて借金を払つたら七百億足らなかつたといふのでは、結局それをどこからか持つてこなければならぬ。こういうことでは事業は絶対にやれないといふことになるかと思ひます。そういういたしますと、ついでだから申し上げておきますが、大蔵大臣は交付税をふやしたとおっしゃつた。なるほど交付税はお金の面では額はふえております。しかし、財政構成の面から申し上げてまいりますと、去年の交付税の財政構成の中に占めておつたもの

は約三%、ことしはお金の高はふえてもウェイトは二%ということになつて、實際は減つておるのだ、こういう実態でいかどうかということでありまして、私は議論はいたしません。午前中にならり議論いたしましたから、大臣にはもうよく聞きませうが、交付税という税金は、地方自治体に対しては、ほんとうの意味の自主財源ではないと私は考える。ほんとうの意味の自主財源であるならば、各都道府県や市町村に全部これが配分されなければならぬ。しかし、これはあくまでも財政需要額と財政収入額とのアンバランスを埋めていくという調整財源であることには間違ひないのでありますから、これを大蔵省が自主財源だといつて逃げるのは、幾らか大蔵省の立場からはそういうことも言えると思ひますが、自治省が自主財源だ、調整財源ではないといふことを言うに至つては、自治省はどうかと思ひます。私はあくまでも調整財源であることには間違ひがないのであるといふように考えるが、大臣のお考えをこの際はつきりさせておいていただきたい。繰り返して申し上げますと、税収によつて地方自治体は給与と借金払いに足りない、これを補うに交付税をもつておるが、しかし交付税はあくまでも調整財源であると思ひます。この二つの問題に對する御答弁をお願いしたいと思います。

○永山国務大臣 地方の自主財源確立に對しましては、国税の移譲とさらに交付税関係等の総合調整をいたして確立する必要があると思ひるのでございます。ただ税源だけ移譲した場合には、貧弱な市町村等の税収が非常に落ち込んで、アンバランスを強化するのではないかと、この点もございまして、これが総合調整をよく検討いたしまして、財源の確保に力を入れたいと考えるのでございます。

○門司委員 私がさつき聞いたことは、そういうことを聞いてゐるんじゃないのです。この交付税というものは、大体自主財源かどうかといふことを聞いてゐるのです。これがつきりしませんとどうも調子が悪いといふか、ほんとうの自治体の行

政というものがわからなくなつてくる、そうでしょう。自治体では自分のところの力があつて、そしていろいろな行政を住民の要求に応じて行なうといふことが正しいたてまえであります。そのためには、今日の自治行政を見てまいりますときに、いまの政府が考えている財政需要額あるいは財政収入額というふうな基準は、實際は地方の自治体が仕事をしたくてもできないのであります。同時に自治行政のたてまえからいへば、先ほど申し上げましたが、コーヒーの飲める村はコーヒーを飲んで私はよろしいと思ひます。お茶しか飲むことができないのはお茶を飲んでもよろしいと考える。ただ、お茶とコーヒーの差がついておつたのでは、同じ日本の國民として、あるいは行政の範疇から見れば一体どうかと思はれる点があるならば、その低い、お茶を飲んでゐるところにやはりコーヒーを飲めるような調整財源を支給することが私は當然だと考える。しかし、コーヒーを飲める者に、いやコーヒーを飲んじやいかぬ、おまえのところもこれくらいにしておけといつてならして、みんな貧乏にするような交付税の配付のしかた、あるいはこの政府のものの考え方というものは自治行政を助長するものではないと思ひます。かえつて自治行政を萎縮しておる。そして、そのことからくる地方から政府に對する陳情その他はおびただしいものでしょう。先ほど午前中、一体どのくらい陳情にお金が使われて、一体どのくらいが投入されているかといふことを聞いたので、自治省はわからぬとお話になつてゐるのですが、国の行政上の措置によつて地方の自治体が地方住民の税金を浪費するようなことがあつてはならないのであります。約四千近い今日の地方自治体が、かりに三十人の議員をいたしましても十二万人、これらの諸君が東京に一年に一ぺんずつ陳情に出てくるにしても、どれだけの金がかかるかといふことであります。しかも、それが全部と

いていいほど補助金の分け前をどうしてくれぬか、あるいは交付税の配分をどうしてくれぬかといふことであつて、すべてが行政の問題よりも財

政の問題にかかってそういう陳情が来る。貧乏な村がまた金を使つて、そしてまたよけい貧乏になる、こういう形が示されておる。こういう状態で一体ほんとうに自治行政がやれるかどうかということを考えてまいりますと、私は自治行政を考へる場合に、本会議で申し上げましたので、いまここで重複いたしては申し上げませんが、いまだ少く地方の自治体へのいわゆる国の政策からくる犠牲を緩和する必要がある。このことを自治省としては、本会議では大臣の答弁を求めませんでしたけれども、ここでは地方行政委員会でありまして、ひとつ大臣の答弁を求めておきたいと思ひます。国とつておきまゝ、いわゆるこの産業の助成措置あるいは技術の振興及び設備の近代化に対する問題、内部留保の充実、資本の蓄積その他社会政策、あげてこれは大きな産業、企業家に対する国の政策的な恩恵であります。これがいわゆる俗にいわれる租税特別措置法といわれておるものでございませう。これが二百二十億というものが今日減税になつてゐる。このことのために当然地方自治体に税の負担として供給されるべきものが大体六百三十九億くらい私はあると思うのです。全く地方自治体は国の犠牲になつてゐる。こういうことがどうして一体改めることができないかといふことを言つてゐる。そのほかに、本会議でも申し上げましたように、民間航空その他公団住宅、あるいは国有鉄道、あるいは国有財産等に対しまして交付金あるいは納付金といったようなものについては、御承知のように大体四百四十億くらいの税収減になつておる。こういうものをずっと総合してごらん下さい。また所得税で、御承知のように一銘柄、株式配当については五万円までは申告しなくてもよろしいという法律が二、三年前にできた。そのことのために結局地方の自治体では、これは株式の配当でありますから、申告制度になつておるから、住民税にはね返りがなく、これは申告をしなければ結局住民税のかけようがないのである。そういたしますと、国税でそれだけ減税をされて、地方税ではそれを捕捉するこ

とができないとする、ここで大体五十五、六億くらいの減収が来ていると考へる。私は、国の行政の犠牲になつて地方自治体が非常に苦しい目にあつてゐる、この調整はできませんか、この点を一体自治大臣としてどう考へになるのか、この場合にひとつ聞いておきたいと思ひます。

○永山国務大臣 租税特別措置法に關しましては、本年度も一億以上の法人の資本構成の關係、あるいは合併の問題、スクラップの關係等の特別措置は地方財政にはね返らぬように処置をいたしておるのでございまして、原則としては地方にはね返らぬようにやることを望ましいと思へておるのでございませうが、中小企業、農漁山村等の事業の育成、關係等、體質を改善して、そうして経済の安定をやる、やむを得ざるものに対しては、これを認めざるを得ないかと考へておるのでございませうが、お説のように地方財政の苦しいときでございませうから、今後も地方へのはね返りに對しては十分ひとつないよう努力をいたしたいと思へるのでございませう。

○門司委員 最後に、これだけはひとつ聞いておきたいと思ひます。それは、いま大臣はおさなりの答弁だといふとおこられるかもしれませんが、私の聞いてゐるところ、大体おさなりの答弁だと考へておられます。もう一つ大臣にはんとうに考へていただきたいのは、今日大都市が全部といつていいほど赤字に転落してゐるという原因を、一体自治省は突きとめておいてゐるかどうかといふことであります。従来、大都市は財政はきつて豊かであるといふことが定説になつておる、またそうであつたと私は考へる。しかし、最近一べんにこの地方の大都市が赤字団体に転落せざるを得ない原因が一体どこにあつたかといふことであります。これを自治省はどう考へになつておられますか、突きとめておられますか。もし原因を突きとめておいてゐないなら、この機会にひとつ発表しておいていただきたいと思ひます。

○永山国務大臣 お説のように大都市の赤字に對しましては、やはり税源を移譲するといふことが基本的な問題であると思へるのでございまして、將來これらの点について検討はいたしたのでございませうが、とりあへずの關係におきましては補助率の格差のは正關係等、さらにまた軽油引取税の配分その他の固定資産税等の処置、都市計画税等の關係等、諸種の關係を本年考慮いたしまして、赤字解消へ一歩前進をいたしておるのでございませうが、これらの点だけでは解消は困難であると思へますので、今後この税源を確立するために一段の努力を続けたいと思へるのでございませう。

○門司委員 せっかくでございませうが、私の聞いておりますのは、さういふことではなくて、地方の大都市が全部転落をしなければならぬ原因を突きとめられておるかどうかといふことです。原因がわからなくて、どんなにはたから療法を行ないましても、病氣はなおりません。やはり病源がどこにあるかといふことをひとつ突きとめておいていただくかないと、病氣はなおらない。私はそのことを聞いてゐるのです。病源はどこにあるかといふことを聞いてゐるのです。自治省はどう考へてゐるのかといふことです。自治省はどう考へてゐるのかといふことです。どういふ手当てをされましたか。いまお話しになりましたことは普遍的のあるいは平面的のものであつて、それだけの療法では、私はなおるとは考へられない。やはり原因を突きとめてもらいたい。これは地方財政と税の財源を論議する場合の中心の課題でなければなりません。

○永山国務大臣 この大都市關係の、あるいはその周辺の財源が非常に苦しい状態になつてきてゐるというのことに對しましては、単なる税だけの問題ではございませう。いわゆる国勢調査の結果を見ましても、大阪―東京間のベルト地帯に人口が一千年から十年間に集中をいたしまして、全人口の五〇％に近いものがこれに集中をいたしてきておりました。過密の状態になつておるのでございませう。これが再開発をいたし、そして地方への工

場分散等も考へ、いわゆる国土総合開発を強く推進をする等、あらゆる面を力を入れなければ、根本問題の解決はできないのであるといふように考へておるのでございませう。

○門司委員 それはさういふことも一面言えるかと思ひますが、私、この税の問題から議論をしておるのであります。私が先ほどから申し上げておりますように、租税特別措置法あるいは国の政策によつて地方の自治体が非常に迷惑をしてゐるということは、数字的にいま申し上げましたが、私がなぜさういふことを言うかといひますと、今日大都市が非常に転落をしてゐるということの最大の原因は、企業の公共性が忘れられてゐるということでありませう。そうなんですよ。住宅は住宅公団がたふさん建てる。ところが住宅公団で何万戸できまして、その人口はふえてまいりますが、しかしその土地にどれだけの収益があるかといふことになると、ほとんど収益が見られない。自治体からやるものは、学校を建てなければならぬ。道路をこしらへなければならぬ、上下水道が必要である。いわゆる公共投資を非常にたくさんしなければならぬ。そこから上がつてくるものは何がありますか。ところが、そこから上がらなければならぬ固定資産税は半額しかいまして、いらないでしよう。企業は地方の自治体に対して非常に大きな迷惑をかけてゐる。大企業が一つできてまいりますと、その大企業に付随してたくさんの方が集まる。いま人口がたふさん集中したと言われておりますが、産業と経済がこういう資本主義の社会で一つのところにたふさん集まるのはあたりまえだ。一つの大きな企業ができて、たくさん人が集まると、いま申し上げましたように学校も建てなければならぬ、道路もこしらへなければならぬ、下水も水道もといふことで、地方の公共団体は施設の費用といふものも非常にたくさんしなくてはならぬ。ところが、税制の面では、結局租税特別措置法という国の産業政策、国の産業基盤の確立の問題、こういうことから、租税特別措置法によつて地方の自治

体は約七百億近いものが減収になっておるといふことです。これは税金の減収です。一方においては、たくさん公共投資を要求される。一方においては、そういう減収が国の施策の中から行なわれてくるという、いわゆる企業の公共性というものを忘れた今日の日本の経済政策と税制政策である。私は言わざるを得ないのである。こういうことが大都市の転落する最大の原因です。施設はたくさんつくらなければならない。費用はたくさん必要になってくる。ところがそれを穴埋めして当然地方にいたたかなければならない税金が、国の施策によって減収になっておるといふところに問題がありはしませんか。いま住宅公団の問題だけ一つ取り上げてまいりましたが、住宅公団でもそうやっておるのですよ。あるいは国が持つております道路その他の国有資産等に対しては、大抵固定資産相当額の半分しか出してないでしよう。こういうことでは、これは大都市が転落するのはあたりまえだ。この辺をほんとうに自治省がお考えになっていなければ、ここでもなんにわれわれが税制論議をいたしても、財政論議をいたしても、根本の病源がわかっていないで手当てをしようといったって、手当てのしようがない。したがって、私は、いま再度申し上げてはなはだ恐縮であります。いままでの答弁のようなことではなくして、地方の大都市が転落していることは、単に一般財政だけではございませぬ。これは公営企業のところで申し上げることであります。今日の公営企業の赤字にいたしても、八〇%以上は大都市に限られておりまして、六大都市の赤字の分が全国の八〇%を占めておりました。八七%ぐらいになりますよ。そういうことになっておるのだ。これはあげて企業の公共性というものが忘れられておる。そうして国の産業政策あるいは国の社会政策的な問題が地方の自治体の減収となってあらわれてきたその結果だと申し上げても私はたいして差しつかえないと思ひます。この私の意見を否定されるかどうかということですが、

○永山国務大臣 お説のように、公共事業に対する国の財政的処置においては、超過負担等に見られるごとく、なお十分ではないと考えるのでございます。種々御議論されました点もひとつともと考へますので、将来地方財政確立の面に向かいましては、お説を取り入れまして検討を続けていきたいと思ひますのでございます。

○岡崎委員長 安井吉典君。

○安井委員 資料要求をいたします。

企業誘致条例の実態について知りたいわけですが、工場を誘致するために地方公共団体が税金を安くしたり、あるいはまた税金に見合う分を補助金として出したりする例がずいぶんあるわけですが、その実態は現在どうなっているか、全国的な実態はどうなっているか。それから、それについての支出額はどの程度になっているか。それから、自治省のその誘致条例の問題についての指導方針はどういうふうに行なわれているか。これが明らかになるような資料をひとつお願いいたします。

○岡崎委員長 安井委員の要求された資料は、自治省のほうに私が要求いたします。

他に質疑はございませんか。——なければ、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○岡崎委員長 この際、地方税法の一部を改正する法律案に対し、渡海元三郎君、細谷治嘉君及び門司亮君から三派共同提出にかかる修正案が、また日本社会党から秋山徳雄君外三名提出にかかる修正案がそれぞれ提出されております。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案(渡海元三郎君、細谷治嘉君、門司亮君提出)

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案(秋山徳雄君、華山親義君、細谷治嘉君、安井吉典君提出)

〔本号末尾に掲載〕

○岡崎委員長 これより提出者から順次趣旨の説明を求めます。渡海元三郎君。

○渡海委員 ただいま議題となりました自民、社会、民社の三党共同提案にかかる地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、三党を代表して、この提案の理由及び内容の概要を申し上げます。御承知のとおり、政府案における今回の土地に対する固定資産税の負担調整措置は、漸増方式によつて新評価額に移行しようとするものでありますが、この際、零細な固定資産の所有者の負担を免除するとともに、納税事務の煩瑣を排除するため、固定資産税の免税点を引き上げることとする次第であります。

なお、上水道事業等に使用する電気に対する電気ガス税については、第四十八回国会における附帯決議の趣旨にもかんがみ、水道料金における附帯下げに資するため、これを非課税とする措置をこの際あわせて講じようとするものであります。以上の事由によつて修正案を提出することとした次第であります。

次に、修正案の内容について御説明いたします。

その一は、固定資産税の免税点を引き上げようとするものであります。すなわち、土地に対する免税点は、政府案におきましては三万円に引き上げられておりますが、これをさらに八万円に引き上げて、零細な土地所有者の負担の軽減をはかることとしたしました。家屋及び償却資産に対する免税点につきましては、政府案においては改正が行なわれておりませんが、土地に対する免税点の引き上げに伴い、家屋につきましても現行の三万円を五万円に引き上げ、償却資産につきましても、さらに中小企業者、農林漁業者等の負担の軽減をはかるため、現行の十五万円を三十万円に引き上げることとしたしました。

その二は、上水道及び工業用水道事業に使用する電気につきまして、電気ガス税を非課税としたこととあります。すなわち、電気ガス税については、すでに現在、政策的な非課税措置が講ぜられて

ているものもありますので、これらとの均衡とも関連し、また非課税措置を講ずることが、ひいては電気料金の引き下げを通じて住民負担の軽減に資することとなることを考慮して、上水道及び工業用水道事業に使用する電気を非課税としようとするものであります。

以上がこの修正案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ全会一致、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○岡崎委員長 秋山徳雄君。

○秋山委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題とされている地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由とその内容の概要を御説明いたします。

地方財政は、昭和三十六年度を峠に、加速度的に悪化の方向へ進行いたしております。三十九年度決算について見ると、一般会計決算において赤字自治体の赤字額は三百七十二億、これに公営企業の赤字六百五十五億、国民健康保険の赤字二百五十五億を加えると赤字額は約一千二百三十二億円にも達しているものであります。しかも、この傾向は、さきの財政再建のときと異なり、特に大都市及び都市において著しくなつてきているのが特徴であります。

こうした地方財政悪化の原因は、物価上昇に伴う給与費、社会保障費等の義務的経費の増加に加え、政府の高度経済政策のもとで国家的公共事業に伴う膨大な公共投資支出をしいられ、財政需要は急増している反面、地方税収の伸びが鈍化しているからであります。その上、大都市においては産業と人口の集中によつて生ずる過密化の当面の対策に追われて財政支出の膨張をもたらした、一方、農山漁村部においては、人口の流出、農業、中小企業等の衰退によつて収入の減退を来し、乏しい財政のやりくりが四苦八苦している状況であります。

政府は、こうした地方財政事情の危機を顧みず、四十一年度において、大型予算を編成し、不

況対策として七千三百億円に及ぶ国債を発行することとしておりますが、これによる公共事業の拡大は当然地方分担金の規模をさらに拡大させ、また膨大な超過負担をいかにするの必要があります。同時に地方交付税及び地方税の減収を招き、地方交付税率を二・五%引き上げ三・三%とすると、その伸び率は四十年に比しわずかに四・七%、金額にして三百三十五億円の増にとどまっております。また、地方財政の赤字拡大、国債発行は地方債への依存を必至ならしめ、二兆数千億円に達する地方債残高にさらに上積みすることに、かくて地方自治体では、増税、料金値上げ、元利償還金の増大等によって住民に負担が転嫁されるのであります。

政府提案の地方税法の一部改正法案では、以上のような地方財政の窮乏とひずみを根本的に是正し、地方財政を強化発展させるにはほど遠いものがあり、かつ、物価高に悩む国民の生活を守るためには、所得の名目的な上昇に見合う分ぐらひは当然減税措置を行なうべきにもかかわらず、見るべき減税はほとんどなく、政府案では、住民税における個人の基礎控除等の引き上げにより、住民税所得割りの課税最低限は、標準家庭で平年度三十四万九千八百六十六円から四十二万五千六百四十四円に引き上げていますが、また生計費に大きく食い込んでおり、所得税に比し著しい差を生じております。さらに、国税における租税特別措置の拡大のため地方税へのね返り減収を増大し、国民の税負担の不均衡と地方財政への独占の圧迫という両面で、問題を一そう大きくしていると言

えるのであります。

この際、憲法に保障する地方自治と住民福祉を守る立場から、大衆負担の軽減並びに地方財政の強化の立場に立って、地方税財政の改革を行なうことは緊急の要事であり、わが党は、この見地から地方自主財源充実のため国税の大幅な地方移譲を骨子とする財源の再配分、国と地方との間の行政秩序の確立、国の予算編成についての地方財政との関連等につき根本的な検討を政府に要求いたしたいのであります。ここに、今次の改正法案に対しても、当面この程度は当然実施すべきであると考えられる諸点につき修正案を提出するものであります。

第一に住民税についてであります。まず、道府県民税課税方式は、三十七年度比例税率制に改められましたが、この際、低所得者の負担軽減のため、所得割りの比例税率制、すなわち課税所得百五十万円以下二%、百五十万円超四%を廃止し、課税所得を十三段階に区分する超過累進税率制に還元することといたしました。なお、退職所得の分離課税にかかる所得割りの税率についても超過累進税率制を採用いたしております。

市町村民税所得割りの課税方式統一は、四十年で完成され、本文方式一体になり、準拠税率も標準税率に改められるのでありますが、制限税率が一・五倍となつてゐることは大き過ぎ、かつ減収補てんは制限税率で課税したこととして行なわれるため、当然制限税率一ぱいまで徴収する傾向となるので、制限税率は標準税率の一・二倍に抑えることといたしました。

また、道府県民税及び市町村民税における課税最低限の引き上げその他の減免措置として、所得割りの基礎控除を十万円から十二万円に、扶養控除は四万円を五万円に、配偶者がいない場合の扶養控除は七万円を八万円に、配偶者の前年の合計所得金額が五万円をこえる場合の扶養控除については、六万円を七万円に修正いたしております。新設の配偶者控除は八万円から十二万円にいたしております。また農協、生協その他に対する非課税や課税標準の特例の復元、障害者、未成年者、高齢者また寡婦についての非課税の範囲を改正案二十四万円を二十五万円に引き上げることとしたしております。

第二に事業税についてであります。事業税は本来二重課税的な性格を持つものであり、個人事業税は将来撤廃することを目途に、当面の措置として事業主控除を改正案二十五万円を三十万円に引き上げ、専従者控除を青色申告の場合現行十万円

を十二万円に、白色申告の場合現行六万円を八万円に引き上げることとしています。なお、住民税の場合と同様に、農協、生協その他に対する非課税や課税標準の特例措置を復元いたすこととしております。

第三は娯楽施設利用税についてであります。ゴルフ場の利用料金の実態にかんがみ、ゴルフ場の娯楽施設利用税の標準税率を政府案六百元から千円に引き上げるとともに、その税収額の二分の一に相当する額をゴルフ場所在市町村に対して交付することといたしました。

第四は料理飲食等消費税についてであります。旅館の宿泊及び飲食について控除を現行八百円から千円に、免税点を政府案千二百円から千四百円に引き上げるとともに、飲食店、喫茶店等における免税点を政府案六百円から八百円に引き上げ、大衆負担の軽減をはかる措置を講じたのであります。

第五は固定資産税についてであります。土地課税調整のための増税に関連する問題は、別に各党共同修正をもつて措置することとしたし、わが党独自の提案としては、特に農地、農機具等の農業用固定資産税は大幅に軽減すべきであると考え、政令で定める田畑、牧野、果樹園、作業場、農機具その他農業用固定資産についてはすべて課税標準を評価額の三分の二とすることとしたしております。これらの措置は、立ちおくれしている農業の基盤整備や経営の近代化が国民経済全体の上からも強い要請となつており、諸外国でも農業用固定資産について軽減措置を行なつてゐることから当然の配慮であらうと考えるものであります。また、負担均衡化のため大企業に対する特権的な課税標準の特例を廃止することとしております。

第六は電気ガス税であります。大衆負担軽減に力点を置き、税率を現行七%から五%に引き下げるとともに、免税点を現行電気について月額四百円、ガス五百円をいずれも七百元に引き上げるよううにしてあります。また、大企業に対する非課税

の特例を廃止しております。

第七は消防施設税であります。これは、消防施設をより拡充整備するための目的税として創設するもので、都道府県は、市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、火災保険会社の火災保険料収入の三%を消防施設税として課するものとしております。

第八はたばこ消費税であります。地方自主財源強化と減税補てんのため、道府県たばこ消費税の税率を現行九%から一四%に、市町村の場合は現行一五%から一九%にそれぞれ引き上げるよう修正いたしております。

なお、そのほか国民健康保険税については、従来のとおり、所得割りの計算について市町村民税ただし書き方式による計算が存置されておりますが、せっかくただし書き方式が廃止されたことでもあり、市町村民税所得割りの課税方式によることとするよう修正いたしております。

わが党は、別途地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案を用意し、地方交付税率を政府改正案三三%から三七%に引き上げることとしており、さらに国税における租税特別措置の改廃により、当然、地方税及び地方交付税の大幅増収となるので、本修正案による地方税減収額は二千六億円のぼろのに対し、地方財政全体の増収額は、四千三百五十一億円に及び、差し引き二千三百四十五億円増加することとなるのであります。

以上が本修正案を提出する理由並びにその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。私の趣旨説明を終ります。

○岡崎委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、秋山徳雄君外三名提出にかかる修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、本修正案に対する内閣の意見を聴取いたします。永山自治大臣。

○永山國務大臣 秋山委員外三名提案の修正案の各事項は、いずれも慎重に検討を要するもので、政府としてはにわかに賛成いたしかねる次第でございます。

○岡崎委員長 これより地方税法の一部を改正する法律案及び同法律案に対する両修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 私は自由民主党を代表して、地方税法の一部を改正する法律案に対する三党共同提案の修正案に賛成、社会党提出にかかる修正案に反対、三党共同提案にかかる修正案を除く政府原案に賛成の討論を行なうとしますので、第一に、三党共同提案にかかります修正案について討論をいたしたいと思います。

今回、固定資産税にかかる免税点はかなり大幅に引き上げられたわけでございます。この引き上げによりまして、どちらかといえますと、徴税費倒れになるような課税客体に対する課税は排除して、いこうというような、免税点の性格が、さらに客観的な課税客体は進んでこれを課税から排除して、いこうじゃないか、そうすることを通じて、納税者に与える苦痛を緩和し、ひいては徴税者と納税者との間の摩擦を排除していくというような性格を持つようになってまいりました。かように考えるわけでございます。このことは、将来の地方税制を確立してまいります上におきましても大きな前進である、かように考えるものでございまして、政府原案よりも、納税者において、土地の場合には二七％以上、家屋の場合には八％以上、償却資産については三〇％以上の人たちが納税義務者からはずれてまいるわけでございます。また平均価格でいいますと、一般住宅用地において、四十一年度では都市平均の場合には約四十二坪、町村平均の場合には百十一坪の宅地が課税からははずれます。田だけではありますと、二・一五反、畑だけの場合には五・七七反が課税からははずれるということに

なる点からしても、私がいま申し上げた点を御了承いただけたと考えるわけでございます。

ただ問題は、減税規模を五十億円程度と予定をいたしまして、土地と家屋と償却資産の免税点の引き上げにこれを配分していく、その際に土地の免税点引き上げにもつぱらこの財源を使いたいというような考え方を強く主張される向きもあつたにいたしまして、土地の免税点が八万円であつたのに対して、家屋の免税点が五万円にとどめられて、かように私に考えるものでございまして、市町村の施策から最も大きな利益を受けるものは、私は家屋よりも土地であると考えております。同時にまた資産の安定性という点から考えましても、家屋よりもはるかに土地がすぐれていると考へるのでございまして、それにもかかわらず、家屋の免税点が土地よりも低く据え置かれて、いこうことについては非常に問題があると思へます。したがって、なるべくすみやかな期間に家屋の免税点を少なくとも土地の免税点まで引き上げていかなければならない、かように考へておるものでございまして。

水道事業に対します電気ガス税の課税排除も、多年関係者から要望されてまいつたところでございまして、この問題も解決を見ることになつて、好ましいことだと考へるものでござい

す。

次に、社会党の修正案について討論を申し上げたいと思ふものでございまして。

社会党の修正案を拝見いたしますと、所得課税でありますところの住民税をはじめといたしまして、大幅な減税案が盛り込まれているわけでございまして、その額が二億圓をこえるといふ御説明を伺つたわけでございまして、その穴埋めを主としてたばこ消費税の税率引き上げ等によって補おうとされているのでございまして。

私はここで二つの問題を指摘しておきたいと思ふのでございまして。第一点は、たばこ消費税の税率引き上げは、おのずから日本専売公社から国庫

に納付されます専売資金の減少をもたらすわけでございまして。国庫の予算案はすでに衆議院を通過して参議院に送られていまして、もとより多数決によつて衆議院では議決されたといひましても、いままですでに議論を尽くされ、決定された中身をこの案は変更しようとする内容を持つものでございまして。そのような論争を続けておりましたは、いつまでたつても政治は前進しないじゃないか、かように考へるものでございまして、私は民主政治を円滑に進めていく上におきまして、社会党のこのような修正案の態度について、は納付し兼ねるものを持つものでございまして。

第二は、社会党の案におきまして、所得課税である住民税についてさらに大幅な減税が考へられておるわけでございまして。住民税につきましましては、市町村間に負担の程度に大きな隔たりがございまして、三十七年度以来意欲的に地域間の負担の均衡化が推し進められてまいつたわけでござい

ます。すなわち五つの課税方針が二つに統一される、さらにはまたそれが一つに統一される。その完成を見るや、引き続き今度には課税最低限の引き上げに進もうとしていられるのが政府案でござい

ます。わが五年の間にこのような改正が毎年毎年継続して行なわれてまいつたといふことは、私はその意欲を高く評価すべきものである、かように考へるものでございまして。それにつきましまして、社会党案はおそらく政府案の二倍以上の減税になるものではなからうかと考へるものでございまして。

政府案の課税最低限の引き上げは、夫婦三人の給与所得者の標準世帯において現在が三十四万七千円程度でありますものが、所得割りの課税最低限を平年度四十三万六千円に引き上げようとするものでありますので、一挙に九万円引き上げることになるわけでございまして。これもやはりかなり意欲的な前進だ、こう評価して差しつかえないものだと思へるのでございまして。これをさらに大きく減税をしていく、あるいは社会党の方々は自分たちの課税最低限のもう一そうの引き上げを考へて

いるんだと言われるかもしれせん。しかし、

課税最低限の引き上げだけのことでありますならば、また違った改正案もあるはずでございまして。所得課税について、住民税においてさらに大きな減税をもたらす結果は、国民の税金をたばこは国庫の歳入を超過して地方に与えるという方途をとらざるを得なくなるんじゃないか。同じ所得課税であるならば、所得税と住民税とは一体にして考へるべきである。住民から直接市町村に税金を納付させ、住民の鋭い批判を市町村行政に反映させるべきではなからうか。そのことを真に地方自治を愛するものの立場ではなからうか、かような考へ方を強く持つものでありまして、そういう意味において、同じ所得課税でありますならば、所得税、住民税を一体として考へ、あとう限りは納税者から直接市町村に財源を提供させる道を選ばなければならぬはずではなからうか、かように考へるわけでございまして、このような考へ方から社会党の修正案に対して反対いたしますのでござい

ます。

次に、三党共同提案の修正案を除く政府原案に賛成の討論をいたしたいと思います。今度の政府原案で一番問題になりましたのは、土地に対する固定資産税の負担調整でございまして、私はこの問題を二つの立場から申し上げておきたいと思ひ

ます。

一つは、納税者の立場からでございます。納税者の一番強く要望しております問題は、何といつても負担の均衡化ということであらうかと考へるものでございまして。政府に問いたしましてまいりますと、宅地課税については、家屋や償却資産に対する固定資産税が評価額の一・四％であるのに対して、〇・二％の実質税率にとどまっているといふことでございまして、しかも宅地の評価額は現実の取引価格から見ればその二分の一ないし三分の一程度であるようでございます。そういたしますと、やはり土地に対する、特に宅地に対する固定資産税の負担は、家屋や償却資産に比べればある程度ふやしていくということが納税者の均衡感を満たすゆえんではなからうかと考へるわけでござ

います。政府原案によりますと、評価額が三倍までのものについては一割ずつ負担をふやしてもらう、三倍から八倍までのものについては二割ずつ負担をふやしてもらうという式に、値上がりする著しいものから若干負担をよけいしてもらうんだというところにはなっているわけですが、新評価額を課税標準として法定の税率を適用する負担になるまでは十数年を要する、きわめて微温的な、中間的な経過措置を政府としてはとうとうとしているわけではございません。しかも将来固定資産税収入がふえてくる際には、税率の再検討もしたいんだ、こう説明されているわけではございませんので、納税者への、特に土地所有者への配慮も十分なされているといわなければならぬ、私はかように考えるものでございます。

もう一つ、市町村の立場から私の意見を申し上げたいのであります。市町村にひとしく税収入を与えていく、そのような税種が市町村として最も望ましいことは言うまでもございません。何と言いましても、土地はどの市町村にもあるわけではございません。したがってまた、土地に対する課税は市町村税として従来から与えられてまいっているわけではございません。しかしながら、現行法では土地に対する課税について、先ほど申し上げましたように新評価額の〇・二％程度の課税しか求められないような法律制度になっているわけではございません。でありますから、市町村当局も声を大にして土地に対する固定資産税課税の制限を緩和しろと強く訴えているわけではございませんので、私は、市町村はまず市町村に与えられた税源について確保し得る収入は確保できるような道を与えていくということが、市町村税制を考える場合に最も大切なことでなければならぬと考えるものでございます。しかも、そのような道を開いてまいりますことが逆にまた市町村の施策を活発にやらしめる、そのことがまた土地の利益にはね返ってくるはずではなからうか。かような考え方も強く抱いているものでございまして、多年にわたる市町村当局の要望を満たす意味からも、この改正

案は早急に取り上げられてしかるべきものであった、かように確信をいたすものであります。

いわんや私がここで特に強調いたしておきたい問題は、政治の場面におきましてどのような社会を実現しようとするのか、その社会をどのような方法において実現しようとするのか。私はこの二つのいずれもがきわめて大切な問題だと考えるものでございます。どのような社会をお互いが夢見ていくか、その社会をどのような方法によって実現していくかというところにつきましましては、民主政治を採用する以上はことごとく議論を尽くすべきだろうと思ふのであります。お互いに理解し合いながらとことんまで議論を尽くしていくべきものだと思います。少数は多数に静かに座を譲っていくべきものだと思います。その中で、はたしてこのような慣習が十分に国政の上においてつちかわれているかというところを考えると、非常な不安を持つ一人でございます。そうであればあるだけに、国民に対してこのような政治の進め方を深く理解させ、またこのような運営に深く習熟させていくということが今日の急務であると考えます。そういう意味において、市町村自治の充実あるいは市町村自治の確立ということが、今日の政治の場面においてすみやかに確立されることをはかなければならぬ大切な点でございます。私は責任のないところに独立はないと考えるものでございまして、市町村が活動に必要な財源はみずから責任において確保する体制を強めていかなければ、市町村の完全な独立というものは期待できません。市町村が住民身辺の問題を自分たちの責任において解決していく、自分たちの責任においてことごとく話し合いを進めながら円滑にこれを発展させていくという体制を強めていきたいと考えるものでございまして、そういう意味合いにおきましては、せつかく市町村に与えられている重要な税源でございます土地について不当にその課税を押えているままの制度については、すみやかに改正が加えられなければならない、かように確信をいたすものでございます。そういう意味

合いにおきましても、政府原案をぜひ成立させた、かように念願をいたすものでございます。

先ほど住民税の課税最低限の引き上げについて論及をいたしました。また所得税や住民税について大幅な減税が行なわれる際でございますので、ある程度宅地に負担の増加を求めるにも求めやすい時期だ、こう言われておられるわけではございません。家計調査による標準的な給与所得者の所得は八十八万円余りだといわれているわけではあります。また、全都市の標準世帯の使用しております宅地が五十五坪、家屋が二十三坪だということも聞いておられるわけではございません。四十一年度の所得税、住民税、固定資産税の総合負担を調べましたところ、この所得者において一万四千二百六十一円の税負担の軽減になるという結果が出るわけではございますので、税制全体を通じて考えました場合、今回の政府原案はきわめて穏当なものだと考えるわけではございません。

しかしながら、この案に対して、そうはいっても、毎年毎年土地負担の増額が行なわれていくじゃないかという非難もございまして。しかしながら、その程度は、私も当初に申し上げましたように、新評価額に対する法律どおりの課税になるのにも十数年を要するといふようなきわめてゆるやかな負担の増加を求める政府案でございますので、そういう意味合いにおきましても、政府原案に賛成をいたすものでございます。

自余の部分については省略をいたしますが、主として至当な減税案になっているようでございますので、政府原案をぜひ成立させたい、かように考えるものでございます。(拍手)

○岡崎委員長 細谷治嘉君。
○細谷委員 私は、日本社会党を代表いたしました、地方税法の一部を改正する法律案のうち、固定資産税等に関する三党修正の部分については賛成して、その他の政府原案については反対、日本社会党が提出いたしました修正案に全面的に賛成の討論をいたしたいと思ひます。
まず第一に申し上げたいことは、予算委員会

でも問題になり、三党の幹事長、書記長会談を経て、固定資産税に関する三党修正ができたのでありますが、私は、この内容自体については、まだまだ不十分だ、こういう見解を持っております。政府自体が一世帯一住宅、こういうことをスローガンにし、佐藤内閣は社会開発だということを強く主張しておるのであります。先ほど奥野委員のことばにあったように、徴税事務費がよけいにかかる、徴税事務費以下のものが免税だ、こういうことでやっておる態度は、社会開発なり一世帯一住宅を主張しながら、それを実行しない態度だ、こういうふうに申さなければならぬと思ひるのであります。

今度の三党修正によりまして、土地については政府案三万円を八万円に、家屋については現行三万円を五万円に、そして償却資産については、中小企業や農業、農機具、こういう実態を考えまして、十五万円を三十万円に、こういうことになったわけではございませんけれども、一世帯一住宅、こういう観点から見たり、あるいは国民の税負担の均衡、こういう点から申しますと、なお不十分だと申さなければならぬと私は思うのであります。先ほど奥野委員は、土地が評価額が六倍も七倍も上がったのだから、当然税金は六倍も七倍も取っていいのだ、それを三年間に分けてきわめて微温的な上げ方をする、と自分がおかしいのだ、こういうことでございまして、一体家屋なり償却資産というものが評価額において大きな変動はないのに、土地は六倍にも七倍にもなった、これは高度成長政策を推進してまいったところからくるのであります。私に言わせると、花見酒の経済、実のない土地の評価だ、こういうふうにして申しても過言でないと思ひます。もともと土地なりあるいは家屋、償却資産というのは、この税ができたとき均衡を保っておった。アンバランスができたところ、私は政策上の問題があると申さなければならぬと思ひますのであります。そういう私どもの見解からいいますと、私

もはこの微温的、しかも十数年といえますけれども、たとえば都市計画税を例にとりますと、この法律案によりますと、四十三年までの三年間は三割、六割、九割と上がっていきますけれども、四十四年になりますと一べんに評価額どおりに課税されるのであります。農地についてもどうなるか保証がないのであります。現行法律によりますと、農地についても一べんに税金が上がっていくという法律の状況になっております。こういう観点から申しまして、私もは不満でございますけれども、数回にわたりましてこの委員会の理事懇談会で忌憚のない意見を交換し合った結果、後ほど附帯決議として、附帯決議の冒頭に、税負担の均衡をはかるために、これからこの委員会に小委員会を設けて根本的に検討をして必要な措置を講ずるのでという確信がありますので、これを前提として、これを条件として、私も三党修正に賛成の意思を表明いたすわけであります。

この固定資産税等を除いた府案について幾つかの問題点を申し上げてみたいのでありますが、その前に、先ほど奥野委員のことばの中に、社会党の修正案なんというのは、たばこ消費税の大幅値上げなんだ、住民税の減税が大幅なんだ、こういうことではあります、そのことばの中に、もう政府の予算案は通って参議院で審議されているじゃないかという時期に法律案に大幅な修正を加えるなんて不届きだ、言語道断だ、こういう意味のことばがあったのでありますが、このことばこそ言語道断です。一体法律が基礎であります。その基礎であるべき法律を予算案よりはるかにおくれて国会に出していきながら——私も鋭意審議をしましりました。予算が通ったのだからもう法律を修正などできないのだ、こういう態度こそ、やはり国権の最高機関という国会を軽視したものだとは私は申さなければならぬと思うのであります。こういう態度は改めていただかなければならぬ。それならもっと早く法律案を出さない。法律に基づいて予算を組むというのがたてまえである。その基礎である法律を出さないで

いて、予算案だけ先にやって審議するという政府のやり方こそ間違ひである。これこそ直すべきだと私は思うのであります。

そこで、内容について申し上げたいと思うのであります。住民税の所得割りについて、政府案によりますと、現行四十年度ですと三十四万程度が課税最低限になっておるのでありますが、生活保護ですら二十四万円であります。最低生活——その最低生活も、裁判ではあるときには憲法違反だという判決も下った。その生活保護の最低基準、それが今度二十四万であります。今度の課税最低限というのは、先ほど話がありましたように、四十三万か四万、昨年が三十四万くらいでありますから、確かに九万円程度上がっております。一体憲法で保障されておる最低限度の生活を、四十万で、家族五人で、保障されますか。いかに税が負担分任によるのだ、応益性のものなんだ、こう申しまして、最低生活に食い込む住民税を課税するというには、私も賛成できないのである。したがって私も、やはり最低生活が保障される程度まで住民税といえども課税の最低限を引き上げべきだという形で修正案も提出いたしておるわけであります。

この問題に関連いたしまして、道府県民税については数年前に百五十万、今度の修正案は百六十万であります、現行は百万以下は二割、百万をこえるものが四割と、比例税制であります。前はもつと段階があったのであります。今日住民税は十三段階をとっております。負担の均衡ということを考えておる。個人県民税というのは、百五十万にいたしまして、二割と四割の二段階である。これは不合理じゃないか。やはり市町村民税同様十三段階にして、負担の均衡をはかるべきだと思ふのであります。

と同時に、私はこの際申し上げておきたいのであります。税調の権威をいつも口にするのでありますけれども、税調の答申にない、個人県民税の三十七年法律の改正によって今日までありました税額免除の特例を一方的に廃止しております。この部分については増税であります。総額五十四億円、けしからぬことだ。

さらに住民税の問題については、標準税率の一・五倍までは取つてよろしい、こういうことに法律で制限が定められておるのでありますけれども、私はこれは過大だと思つておる。しかも交付税の裏づけがないのであります。私は一・二倍程度にすべきだ、党の修正案も一・二倍に改めよう、これはきわめて時宜を得た措置であると思ふのであります。

事業税の問題あるいは料理飲食等消費税の問題あるいは固定資産税等の問題についても修正いたしておるのであります。特にこの税の中では、せんだつての参考人の意見においても、国税あるいは地方税を通じて、どうも租税の特別措置というのは多過ぎる、整理しなさい、これが一致した参考人の意見でありました。ことしばかりではあります。例年そういう意見が聞かれるのであります。ところが、この今度の地方税法を見ますと、いろいろ減免措置が講じられておるのであります。整理する方向ではないのであります。拡大する方向にあるのであります。ですから、特種的なそういう減免は、私も整理して、租税の均衡、租税負担の公平、こういうものをはからなければならぬと考へまして、これに関連する修正をいたしたいと考へるのであります。

さらに、最後に、国民健康保険税の問題であります。これはもう住民税が本文方式一本になつたのでありますから、古いただし書き方式を残す根拠というのはないのであります。にもかかわらず、これについては何ら手を触れようとしません。私も、住民税が本文方式一本になつた以上は、国民健康保険税も地方税の中の一種でありますから、これは本文方式に統一すべきだ。そういうことによつて事務が二つに分かれるのを一本にして、住民税と国民健康保険税とは、一つの台帳、一つの基礎によつて計算ができるということになれば、事務の繁雑も避けられ、大臣が言う事務の合理化の線に沿うわけでありますから、そういう修正をいたしたいと思ふのであります。

こういう観点で社会党がつくりましたこの修正案というのは、先ほど話のごさいましたように二千億程度の減で、増収になるものが四千三百五十億円程度でありまして、差し引き二千三百四十

五億円程度の地方財源の増、こういうことになるわけでございます。

先ほど来議論がございましたが、今日の地方財政というものは危機に立っております。むしろ破綻しております。税は七割が国税であって三割は地方税だ。支出のほうは一体どうかといいますが、六割二分が地方の支出で、国が支出するのは三割八分程度ということでありますから、車の両輪といえますけれども、一方はタイヤのついた車、一方はガタビシヤの木の車、こういうことになっていいます。私は思うのであります。こういうことでございまして、十分ではありませんけれども、地方にひとつある程度の財源を付与したい、こういう考えに立つて、二千三百四十億円の差引き自主財源がふえたことは、今日の地方財政にとつてはたいへんけっこうなことだと思うのであります。

こういう点におきまして、私はこの政府案というものは、今日の地方の財政実態を見詰めた、おぎなりの、そういう極端に言いますと、取れるものは何でも取りなさい、大したものだ、ありません、鼻くそ程度のものでも取りなさいということ、百億円の固定資産税に飛びついた。おぼれる者おぼれる者、かわるな地方財政に追いやり、また地方財政にそういう気持ちを起こした、ここに問題があるわけでありまして、私も十分ではないけれども、この社会党の修正によってある程度の自主財源の増加ということが地方自治の発展に寄与するものと確信をいたしております。こういうことによりまして、政府が出した修正案に反対し、社会党の修正案に全面的に賛成の意を表しまして、私の討論を終わります。(拍手)

○岡崎委員長 門司宛書。

○門司委員 私はまず最初に、いま提案されております三党共同提案の修正案につきまして賛成の意を表するものでございます。これは妥協の産物でございますが、必ずしもこれで満足すべきものではないと思いますが、現段階における一つの

あり方として賛成の意を表しておきたいと思うのでございます。

次に、日本社会党提案の修正案でございますが、この修正案の中にいろいろな問題がたくさん含まれておりまして、一々検討する場合には多少議論のあるところも私はあろうかと思ひます。しかし、一方において税の整理を行ないつつ地方財政を充実させるというその意欲と意図に対しては、賛成の意を表せざるを得ないのでござい

ます。さらに内容につきましても、いまお話しをいたしました、たとえば消防施設税の創設というようなものについては、いま始まった本委員会における議論ではございせん、ずっと長い間われわれが議論をし、また自治省におきましても一時この法案を立案した過程もあるのであります。同時に、消防施設税については、この沿革をわれわれは考える必要がありはしないかと思ふ。日本における消防に對しては一つの問題としてありまして、その消防に對しては明治二十一年だと私は心得ておりますが、多少年度が違ひますが、これは心算で、そのときの東京火災の五十年記念の出版物を読みますと、創設された当時火災保険会社は消防施設を充実しなければならぬからということ、埋山にして、当時の東京市長に對して一万五千元、当時の金でありますからきわめて少額のものではございますが、一万五千元の補助金の要請があるいは貸し下げ金の要請をしておいたという事実が書類によつてはつきりいたしております。同時に保険会社はみずからの営業を守るために、みずからの手によつて消防施設を持っておいたということとは歴然としておる。またこの保険会社がみずから持つておりました消防組を廃止いたしましたのが明治四十二年であります。明治四十二年までは、この東京火災がみずから消防施設を持つて消防の任に当たり、そして自己の損害を防止するといふたてまえをとつておいた歴史的過程があるものであります。決してわれわれはこれを思いつきで

言っているのではないのであります。そういう角度から考へてまいりますと、結局近代化した今日の都市行政の中で最も困難なものはいづゆる火災に對する一つの大きな施設であり、制度でなければなりません。そのことのために科学消防が必要になり、あるいは機械化されなければならぬことは当然である。そうしてたくさん費用を地方の自治体がつぎ込んで、そうして住民の福祉を擁護すると同時に、そのことによってたとえ火災を一件でも免れれば、その免れた利益は保険会社の利益になることは間違いないのである。だいたしまするならば、みずからの営業を守るという歴史的過程から申し上げてまいりましても、底分の消防施設税を創設することには私は何らのふしぎもなければ、異議もないと考へる。このことによつて被保険者の負担のふえるようなことを先づ本会議では大蔵大臣が申されましたが、それこそ行政措置によつてふえないようにすればけっこうである。現実には保険会社は良心的であると私は言いたいのであります。やや良心に近い態度においては毎年二十台ないし三十台の消防自動車を各市に寄附をいたしておる事実がございまして、寄附は受け入れる、税金で取つてはならないという理屈がどこにありましか。私は地方の自治体の独立と尊厳を維持するのならば、寄附を受けるというやうな処置でなくして、当然にいただくものは税によつていただく、それによつて消防施設をするという自主的な行為こそ望ましいのである。このことは地方税を考へます場合に、地方財政と住民の福祉を考へてまいります場合に、消防施設税はより以上に喫緊の問題でないかというふうに私は考へられる。社会党の提案の中にはこれが明示してございまして、この点については特にわれわれの賛意を表する点であり、同時に政府は、いま申し上げましたやうな、寄附によつてかろうじてございまして、お茶を濁しているやうなことではなくして、やはり税金は税金としていただいて、それによつて自主的に施設のできるやうな制度にする

ということこそが、自治体に対しては望ましい態度でなければならぬと私は考へる。これについて今日まで創設のできなかった経緯はいろいろございまいしょうが、私はそういう意味においてもこの消防施設税の創設については賛意を表する次第でございまして、その他の問題につきましても、先ほど申し上げましたやうな意図について賛成の意を表するものであります。

同時に政府原案に對する問題でございまして、ここで問題になりましたのは、先ほど自民党の奥野委員からお話のございました、土地の評価に對して当然かかるといふ税金はかかるということがよろしいのであるというおことばであります。私は税の体系から見ればそのとおりだと思ひます。課税客体を正しくつかんで、正しく価値を評価して、それに正しい税金をかけていくということが正しいあり方であることに間違ひはございせん。これは税の法則である。しかしその場合において、それが過當に住民経済に影響を及ぼすやうなことが考へられますならば、政治でありますから、そこには行政上の配慮が行なわれなければならぬことは当然であります。したがつて、税率を下げるとか、方法はいろいろございまして、しかし、いま奥野委員の言われるやうなおことばをそのまま使つてまいりまして、土地は五倍にも十倍にも上がつてゐるんだ、土地は財産として家屋よりも安定感があるんだ、また価値観もあるんだという議論は私は一応成り立つと思ひます。しかし、だからといって土地が現実に上がつております今日、この法律が指定したてしておりますその年度分の土地は一月一日の時価で、時価とはいわゆる売買価格であるというやうな観点で、野放しでこれに税金をかけてごらんない。一体どういふ社会的現象が生まれてくるか。私は都会の土地は、自分の使用しているところだけが自分の所有地であるというやうな土地は少なく、多くは大地主がかなりたくさん土地を持つてゐるというところが現実だと考へる。これがほとんどと言

ていいほど貸し地になっておるといたしますならば、税金が上れば上がるほど、これを口実にして地代が上げられるだろうというところは当然である。地代が上れば家賃が上がるだろうというところは当然である。いわゆる土地も家も持たないきわめて零細な庶民階級にこれが転嫁されるというところは当然である。もし自民党の意見のような形で、正当な価格によって正当な課税をすることが正しいのだという原則に立つならば、これから来る社会のそうしたひずみ現象を抑えるための措置が前段において講じられて、そうして家賃に對しまする制限令であるとか、あるいは地代に對しまする制限令であるとかいうような上を押える措置が講じられるということこそがまず先でなければならぬ。ここを野放しにしておいて、土地の価格が十倍に上がったから税金を十倍にするということは、それは地方自治体の財源にはなるかもしれないが、しかし地主さんがそれだけ直ちに納めてくれればけっこうでありますけれども、それが家賃、地代に転嫁されたら一体だれが払います。土地を借り、家を借りている零細な人たちに転嫁されなければならないというところはわかりきったことである。したがって、やはり私もはそうした意味でなくして、それらの問題を十分勘案しつつ、社会の情勢を十分勘案しつつ——今日のうちに家賃が非常に高い、自己の給料の三分の一に相当するようなものを家賃として払わなければ家に住めないというような現実の姿があるときに、ただ理屈だけでこの税金をあげていくということになってまいりますならば、結果はどうなるかということを経営を行なう者としては配慮をしなければならぬ。私はそういう意味において、今度たとえ五十億ではございますがこれを減税するという措置に出たということは、妥協の産物であるといいたしても当を得たものであつて、先ほど賛成の意見に述べられたただ単なる学問的の理論の上だけで立つて税法は処断すべきものでは決してない、この地方の自治体の実態を十分に把握することが必要であるということが考えられる。

同時に、今度の税法の改正の中には、いろいろ改正はされておるようでございますが、実際の面から見てもいりますならばきわめてあいまいである。ことに、この問題に對する私の最も遺憾にしておりますことは、固定資産税は、いままでの法律の附則によつて四十二年度から当然改革をしなければならぬものを、事情があつたからといつて四十一年度から出し抜けるにこういう措置をとられた不信行為であります。私は、少なくとも、この行為に出られる前におきましては、十分なる話し合いと十分なる理解がなければ、政府はこういう不信行為をすべきではないということである。税金は、御承知のように、國家權力によつて——収奪するということばを使えば行き過ぎかと思ひますが、徴収するものでございまして、これに反抗する場合は、結局、國民は罰則によつて処断されなければならないというきつた權力を持つものでございまして。したがって、これは四十二年度から改正するという法律附則があるならば、政府はこれに従うべきではなかつたか。しかも、その税額がばかばかしい大きなものであれば別であります。総額三兆一千億の予算の中で百億である。わずかに百億の税財源を得るために政府が信を失うような態度に出られることについては、きわめて遺憾に考へております。

こういう点等につきましての私の反対の意見を申し上げまして、先ほど申し上げましたように、三党共同の修正案に賛成をし、さらに日本社会党の修正案に賛意を表しまして、政府原案に對しましては反対の意思を表する次第でございます。(拍手)

○岡崎委員長 以上で、討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず、地方税法の一部を改正する法律案に對する渡海元三郎君、細谷治嘉君及び門司亮君の三派共同提案の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○岡崎委員長 起立総員。よつて、三派共同提出の修正案は全会一致可決されました。

次に、秋山徳雄君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡崎委員長 起立多数。よつて、秋山徳雄君外三名提出の修正案は否決されました。

次に、ただいま可決されました三派共同提出の修正部分を除いた原案について採決いたします。

(賛成者起立)

○岡崎委員長 起立多数。よつて、地方税法の一部改正する法律案は、三派共同提出の修正案とお修正決議すべきものと決しました。(拍手)

○岡崎委員長 この際、大石八治君、秋山徳雄君及び門司亮君から、三派共同提出をもちまして、本案に對し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題として、その趣旨の説明を求めます。大石八治君。

○大石八治君 私は、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案について、自民、社会、民社の三党を代表して、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

附帯決議案文はお手元に配付されておりますので、朗読は省略させていただきますこととし、提案の趣旨を御説明申し上げます。

第一は、今回の土地に對する固定資産税の負担調整措置は、委員会等においても御承知のとおり種々の論議のあつたところであります。したがって、本委員会に小委員会を設け、税負担の均衡をはかるため、昭和四十二年以降の固定資産税について、免税点、基礎控除、税率調整を含め、基本的な検討を行なうこととしたのであります。なお、税率の調整には累進税率の採用を含めるべきであるという意見があります。政府にお

いても、これらの点について検討を加え、必要な措置を講ずべきであると存するものであります。

第二は、本法案の修正によつて生じますところの固定資産税等の減収につきましては、地方財政の現況から、政府の責任において完全に補てんすべきであると思ふのであります。

第三は、宅地に對する固定資産税の負担増加が、地代、家賃等の引き上げとなつて、借地人及び借家人の負担増をもたらすおそれがあり、最近における公共料金の引き上げ諸物価の上昇と相まって特に家計に及ぼす影響もあると思はれますので、國民生活の安定の見地から、負担増を口実とする不当な地代、家賃の値上げ防止のため政府は総合的な施策を講ずべきであると思ふのであります。以上が提案の趣旨であります。何とぞ御賛同をくださいますようお願いを申し上げます。

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり左の諸点について留意すべきである。

一、税負担の均衡をはかるため、昭和四十二年以降の固定資産税については、免税点、基礎控除、税率調整を含め、基本的な検討を行ない必要な措置を講ずること。

二、本法案の修正によつて生ずる減収額については、政府の責任において完全に補てんすること。

三、宅地に對する固定資産税の負担の増加が、地代、家賃等の不当な増額の口実を生じさせないよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

○岡崎委員長 これより本動議について採決いたします。本動議のとおり決するに御異議はありません。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は太石八治君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、永山自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。永山自治大臣。

○永山国務大臣 附帯決議になりました事項は、いずれも重要な事項でありますので、御趣旨を尊重して、引き続き検討を加え、普処いたしたいと存じます。

○岡崎委員長 おはかりいたします。

ただいま修正議決されました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岡崎委員長 この際、小委員会設置の件についておはかりいたします。

ただいま議決いたしました地方税法の一部を改正する法律案の取り扱いにつきましては、過去数回にわたり委員懇談会を開き、各党間で慎重に協議してまいりましたのでありますが、理事懇談会の申し合わせ並びに附帯決議の趣旨にかんがみ、今後さらに本委員会において固定資産税等の問題につき小委員会を設け検討を加えることになった次第であります。つきましては、昭和四十二年以降の固定資産税について、免税点、基礎控除、累進税率等の問題を根本的に検討するため、小委員十名からなる固定資産税等に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、小委員及び小委員長選任の件についておはかりいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。

それでは、小委員に

大石 八治君 奥野 誠亮君
亀山 孝一君 渡海元三郎君
村山 達雄君 和爾俊二郎君
秋山 徳雄君 細谷 治嘉君
安井 吉典君 門司 亮君

を指名いたします。

小委員長には渡海元三郎君を指名いたします。

なお、おはかりをいたします。

ただいま設置いたしました固定資産税等に関する小委員会の小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十分散会

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する

修正案(渡海元三郎君、細谷治嘉君、門司亮君提出)

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第三百五十一条の改正に関する部分を次のように改める。

第三百五十一条中「二万円」を「八万円」に、

「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「三十万円」に改める。

第一条のうち、第四百八十九条第二項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百八十九条中第十三項を第十五項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同項の次に次の一項を加える。

14 水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者のうち政令で定めるものが水道法第三条第七項に規定する水道施設において直接その業務の用に使用する電気並びに工業用水道事業者が工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設において直接その業務の用に使用する電

気に対しては、電気ガスを課することができない。

第一条のうち、第四百八十九条の改正に関する部分中「同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項を「同項」に改める。

附則第十三条中第九項までの下に「及び第十四項」を加える。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案(秋山徳雄君、龜山孝一君、細谷治嘉君、安井吉典君提出)

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、目次の改正に関する部分を次のように改める。

目次中「第五款 犯則取締(第七百七条―第七百一十二条)」を「第五款 犯則取締(第七百七条―第七百一十二

条)」に、「第四節 都市計画税(第七百二条―第七百二条の七)」を「第六款 交付

第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税(第七百三条―第七百三十三条)」を

「第三節 消防施設税

第一款 通則(第七百条の五十五―第七百条の六十三)

第二款 徴収(第七百条の六十四―第七百条の七十七)

第三款 督促及び滞納処分(第七百条の七十八―第七百条の八十二)

第四款 犯則取締(第七百条の八十三―第七百条の八十六)

第五款 使途等(第七百条の八十七―第七百条の八十九)

第四節 入湯税(第七百一条―第七百一条の二十九)

第五節 都市計画税(第七百二条―第七百二条の七)

第六節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税(第七百三条―第七百三十三条)」

第四条第四項中「及び入湯税」を「入湯税及び消防施設税」に改める。

第一条のうち、第二十三条第二項を同条第四項とし、同項の前に二項を加える改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十四条第一項第四号中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四

項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条

第七項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第一条のうち、第二十四条の五第一項の改正規定中「二十四万円」を「二十五万円」に改める。

第一条のうち、第二十五条の改正に関する部分を次のように改める。

第二十五条第一項ただし書を削り、同項第一号中、「普通水利組合及び普通水利組合連合」

及び、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削り、同項に次の一号を加える。

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)及び商店街振興組合法(昭和三十三年法律第四十一号)による組合(企業組合を除く)及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

第二十五條第二項を削る。

第二十七條第二項中「第二十四條第五項」を「第二十四條第四項」に改める。

第一條のうち、第三十二條第三項の改正規定中「十萬圓」を「二萬圓」に改め、同條第四項の改正規定中「六萬圓」を「八萬圓」に改める。

第一條のうち、第三十四條の改正規定中「八萬圓」を「十二萬圓」に、「四萬圓」を「五萬圓」に、「十萬圓」を「十二萬圓」に、「七萬圓」を「八萬圓」に、「六萬圓」を「七萬圓」に改める。

第一條のうち、第三十四條に一項を加える改正に関する部分の次に次のように加える。

第三十五條第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分して当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めたる率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分して当該区分に応ずる当

該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

十五萬圓以下の金額	百分の〇・八
十五萬圓をこえる金額	百分の一・二
四十萬圓をこえる金額	百分の一・六
七十萬圓をこえる金額	百分の二・〇
百萬圓をこえる金額	百分の二・四
百五十萬圓をこえる金額	百分の二・八
二百五十萬圓をこえる金額	百分の三・二
四百萬圓をこえる金額	百分の三・六
六百萬圓をこえる金額	百分の四・〇
千萬圓をこえる金額	百分の四・四
二千萬圓をこえる金額	百分の四・八
三千萬圓をこえる金額	百分の五・二
五千萬圓をこえる金額	百分の五・六

第一條のうち、第三十六條第一項の改正に関する部分中「改める」を「改め、同條第二項を削る」に改める。

第一條のうち、第三十七條第一項の改正規定中「前條第一項の規定による道府県民税に関する申告書の提出があつた場合には、同項」を「前條の規定による道府県民税に関する申告書の提出があつた場合には、同條」に改める。

第一條のうち、第六十四條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七十二條の四第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
五 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合

会、輸出組合、輸入組合及び輸出入組合
第一條のうち、第七十二條の五の改正に関する部分中「を削り」を「を」、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会及び、非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を削り」に改める。

第一條のうち、第七十二條の十八の改正規定中「二十五萬圓」を「三十萬圓」に、「十萬圓」を「十二萬圓」に、「六萬圓」を「八萬圓」に改め、同條の改正に関する部分の次に次のように加える。
第七十二條の十九に次の一項を加える。

2 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人(農業協同組合法第七十二條の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く)、森林組合(森林法第八十六條第二項に規定する生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く)、森林組合連合会、水産業協同組合(漁業生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く)、

消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出組合、輸入組合、輸出入組合、商工組合、商工組合連合会、中小企業等協同組合(企業組合を除く)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会等各事業年度開始の日における利益積立金額が同日における出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第七十二條の十四第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算

の例によつて算定した金額と当該事業年度開始の日における利益積立金額との合計額から当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

第一條のうち、第七十二條の二十二の改正に関する部分中「削る」を「削り、同項第九号中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削る」に改める。

第一條のうち、第七十三條の四の改正に関する部分中「加える」を「加え、同項第八号中「昭和二十三年法律第二百号」(昭和二十四年法律第八十一号)、「昭和三十三年法律第八十五号」及び「昭和三十三年法律第四十一号」を削る」に改める。

第一條のうち、第七十三條の二十七の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七十四條の二中「百分の九」を「百分の十四」に改める。

第一條のうち、第七十八條の二第二項の改正規定中「六萬圓」を「千圓」に改める。

第一條のうち、第一百十二條の二の改正規定中「六分の一」を「二分の一」に改める。

第一條のうち、第一百十四條の三の改正に関する部分中「を削り」の下に「八萬圓」を「千圓」に改める。

第一條のうち、第一百十四條の四第一項の改正規定中「六萬圓」を「八萬圓」に改める。

第一條のうち、第一百十四條の五第一項の改正規定中「千二百圓」を「千四百圓」に改める。

第一條のうち、第二百九十九條第三項の改正規定中「千二百圓」を「千四百圓」に、「六百圓」を「八百圓」に改める。

第一條のうち、第二百九十二條第二項を同條第四項とし、同項の前に二項を加える改正に関する部分の次に次のように加える。
第二百九十四條第一項第四号中「第五項」を

の冷蔵倉庫（もつぱら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。）において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しては、電気ガス

税を課することができない。
第四百八十九条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。
第四百九十条中「百分の七」を「百分の五」に改める。

第四百九十条の二中「料金が、電気にあつては四百円以下、ガスにあつては五百円以下」を「料金が七百円以下」に改める。

第四章中「第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第六節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第四節 都市計画税」を「第五節 都市計画税」に、「第三節 入湯税」を「第四節 入湯税」に改め、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 消防施設税

第一款 通則

(消防施設税)

第七百条の五十五 道府県は、市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、消防に関する費用に充てるため、及び都の区域内に所在する市町村に対し消防に関する費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

(消防施設税の納税義務者等)

第七百条の五十六 消防施設税は、保険業法第一条第一項の免許又は外国保険事業者に關する法律第三条第一項の免許を受けて火災保険事業を行なう者に対し、その者が締結する火災保険契約に係る保険の目的である物件(以下「被保険物件」という。)所在の道府県において課する。

2 一の被保険物件が二以上の道府県の区域にわたつて所在する場合においては、当該被保険物件は、政令の定めるところにより、当該二以上の道府県のうちいずれか一の道府県の区域内に所在するものとみなす。
(消防施設税の課税標準)

第七百条の五十七 消防施設税の課税標準は、火災保険事業を行なう者が道府県内に所在する被保険物件について各事業年度において払い込まれ又は払い込まれるべきことが確定した保険料の金額(当該保険料の金額のうち火災保険契約の異動又は解除により払いもどしたものは払いもどすべきものがあるときは、その金額を控除した金額)による。

(消防施設税の税率)
第七百条の五十八 消防施設税の税率は、百分の三とする。

(消防施設税に係る徴税吏員の質問検査権)
第七百条の五十九 道府県の徴税吏員は、消防施設税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該消防施設税の賦課徴収に關し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 消防施設税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の八十六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、罪犯捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消防施設税に係る検査拒否等に関する罪)
第七百条の六十 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰

金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者
三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人)
第七百条の六十一 消防施設税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所を有しない場合においては、納税に關する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(消防施設税の納税管理人に係る虚偽の申告に關する罪)
第七百条の六十二 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の納税管理人に係る不申告に關する過料)
第七百条の六十三 道府県は、消防施設税の納税義務者が第七百条の六十一の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な

理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 徴収

(消防施設税の申告納付)
第七百条の六十四 消防施設税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2 消防施設税の納税者は、自治省令で定める様式によつて、各事業年度における消防施設税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、各事業年度終了の日から二月以内に、当該納税者に係る被保険物件の所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した消防施設税額を当該道府県に納付しなければならない。

3 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百条の七十三第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告書を提出し、及びその申告した消防施設税額を納付することができる。

(財産目録等の提出)

第七百条の六十五 道府県知事は、当該道府県に消防施設税を申告納付すべき者が前条第二項の規定による申告書(以下本節において「申告書」という。)を提出する場合又は当該申告書を提出した後において、消防施設税の賦課徴収について必要があると認めるときは、その者に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の消防施設税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)
第七百条の六十六 申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

ただし、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書の作成の時に於いて法人の業務を主宰している者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

2 申告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に於いて当該法人の経理に関する事務の上司の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、かつ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある事業の経営の責任者及び当該事業に係る経理に関する業務の上司の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該事業の経営の責任者に対しても適用があるものとする。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

（法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪）

第七百条の六十七 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反して申告書の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ。

（消防施設税に係る故意不申告の罪）
第七百条の六十八 正当な理由がなくて第七百条の六十四第一項の規定による申告書を

同項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（消防施設税に係る自治省の職員の質問検査権等）

第七百条の六十九 自治大臣は、消防施設税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合及び第七百条の八十八第四項の規定による不服の申出に対する決定のために必要がある場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で消防施設税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（消防施設税に係る自治省の職員の検査拒否等に関する罪）

第七百条の七十 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による自治省の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（消防施設税の脱税に関する罪）

第七百条の七十一 詐偽その他不正の行為によつて消防施設税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五百万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

（消防施設税の減免）
第七百条の七十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において消防施設税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、消防施設税を減免することができる。

（消防施設税の更正及び決定）
第七百条の七十三 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書を提出した場合において、当該申告に係る消防施設税の課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した消防施設税の課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて消防施設税の課税標準額又は税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（消防施設税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第七百条の七十四 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正により増加した税額又は決定した税額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第七百条の六十四第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「消防施設税の納期限」という。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額百円について一日四銭（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間

については、一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合において、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する消防施設税の延滞金)

第七百条の七十五 消防施設税の納税者は、消防施設税の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、消防施設税の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円について一日四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 道府県知事は、納税者が消防施設税の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百条の七十六 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)において、第七百条の七十三第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百条の七十三第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百条の七十三第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百条の七十三第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納税者に係る消防施設税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(消防施設税の重加算金)

第七百条の七十七 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過

少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

道府県知事は、前項の規定に該当する場合において、申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(消防施設税に係る督促)

第七百条の七十八 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下本節において同じ。)までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県知事は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(消防施設税に係る督促手数料)

第七百条の七十九 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(消防施設税に係る滞納処分)

第七百条の八十 消防施設税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合において、同項第一号中「督促状」とあるのは「納付の催告書」とする。

3 消防施設税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができ、場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつ

き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるものその他消防施設税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行なうことができる。

(消防施設税に係る滞納処分に関する罪)
第七百条の八十一 消防施設税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益の処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による消防施設税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)
第七百条の八十二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の八十六項の場合において、

て、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の八十六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四款 犯則取締
(消防施設税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)
第七百条の八十三 消防施設税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十一条の規定を除く。)を準用する。

第七百条の八十四 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行ない、国税局又は税務署の収税官吏の職務は、道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行なうものとする。この場合において、道府県知事は、消防施設税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行なう者がその職務を行なう区域外において発見された場合限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第七百条の八十五 第七百条の八十三の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所屬する道府県の区域外においても消防施設税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第七百条の八十六 第七百条の八十三の場合において、消防施設税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第五款 使途等

(消防施設税の市町村に対する交付)
第七百条の八十七 道府県は、自治省令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額(各年度において納付された消防施設税の税額に相当する額から過納又は誤納に係る消防施設税の還付金の支払額に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)に相当する額を当該道府県の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に対して交付するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、自治省令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額に相当する額から都がその特別区の存する区域に係る消防施設税の費用に充てるものとして政令で定めるところによつて算定した額(以下第七百条の八十九において「特別区に係る消防施設税の収入相当額」という。)を控除して得た額を交付総額とし、これを都の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に対して交付するものとする。

(市町村長の道府県知事等に対する不服の申出)
第七百条の八十八 市町村長は、前条の規定によつて道府県から交付を受けるべき金額その他当該金額の交付について不服がある場合においては、自治省令で定めるところにより、当該道府県の知事に対して、不服の申出をすることができ。

2 前項の規定による申出に対する道府県知事の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければならない。

3 前項の決定は、理由をつけて不服の申出をした市町村長に通知しなければならない。

4 第二項の決定に不服がある市町村長は、道府県知事を経由して、自治大臣に対して不服の申出をすることができ。

5 道府県知事は、前項の不服の申出を受理した場合においては、それに意見をつけて、遅滞なく、自治大臣に送付しなければならない。

6 自治大臣は、第四項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があることを認めるときは、道府県知事に対し必要な指示をすることができ。

(消防施設税等の使途)
第七百条の八十九 都は特別区に係る消防施設税の収入相当額を、市町村は当該市町村が第七百条の八十七の規定によつて交付を受けた金額を、それぞれ消防に関する費用に充てなければならない。

第一條のうち、第七百二条第二項の改正規定中「第九項、第十項、第十一項又は第十六項」を「第六項、第七項、第九項又は第十二項」に改める。

第一條のうち、第七百三条の三の改正に関する部分を次のように改める。

第七百三条の三第五項を次のように改める。

5 前項の所得割額は、当該市町村の条例の定めるところにより、所得割総額を第三十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は市町村民税の所得割額にあん分して算定する。

項」に改める。

第一条のうち、附則第七十七項から附則第八十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第二条のうち、第二十四条の五第一項の改正に関する部分中「二十四万円」を「二十五万円」に改め、第五十条の四の改正規定を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第五十条の四 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当

適用して計算した金額の合計額とする。	該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率を順次
十五万円以下の金額	百分の〇・八
十五万円をこえる金額	百分の一・二
四十万円をこえる金額	百分の一・六
七十万円をこえる金額	百分の二・〇
百万円をこえる金額	百分の二・四
百五十万円をこえる金額	百分の二・八
二百五十万円をこえる金額	百分の三・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・〇

千万円をこえる金額	百分の四・四
二千万円をこえる金額	百分の四・八
三千万円をこえる金額	百分の五・二
五千万円をこえる金額	百分の五・六

第二条のうち、第二百九十五条第一項の改正に關する部分中「二十四万円」を「二十五万円」に改める。

第二条のうち、附則第八十九項の改正規定中「又は第二項」を削り、「附則第八十八項」を「附則第八十六項」に、「定める別表第一」を「別表の例によつて道府県の条例で定める特別徴収税

十五万円以下の金額	百分の〇・八
十五万円をこえる金額	百分の一・二
四十万円をこえる金額	百分の一・六
七十万円をこえる金額	百分の二・〇
百万円をこえる金額	百分の二・四
百五十万円をこえる金額	百分の二・八
二百五十万円をこえる金額	百分の三・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・〇
千万円をこえる金額	百分の四・四
二千万円をこえる金額	百分の四・八
三千万円をこえる金額	百分の五・二
五千万円をこえる金額	百分の五・六

前

条を附則第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方財政法の一部改正)

第二十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第五項及び第六項中「一・五」を「一・二」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十四条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「百分の九」を「百分の十四」に、「百分の十五」を「百分の十九」に改める。

附則第十四条から附則第十八条までを三条ずつ繰り下げ、附則第十三条に次の二項を加える。

2 新法第四百九十条及び第四百九十条の二の規定は、昭和四十一年四月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)から適用し、同年三月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

3 附則第一条ただし書の規定による電気ガス税に関する改正規定の施行の際現に旧法第四百八十九条第二項又は旧法附則第四十五項の規定の適用を受けている電気に係る電気ガス税については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第十三条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(消防施設税に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百条の五十五から第七百条の八十九までの規定は、施行日以降において締結された火災保険契約に基づいて収入し、又は収入すべきことが確定した保険料に係る分から適用する。

附則第十二条第二項を次のように改める。

昭和四十一年四月一日印刷

昭和四十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

2 この法律の施行の際現に旧法第三百四十九条の三第一項及び第三項から第六項まで並びに附則第四十二項の規定の適用を受けている固定資産に係る固定資産税については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第十二条第三項中「第十八項」を「第十三項」に改め、同条を附則第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村たばこ消費税に関する規定の適用)

第十四条 新法第四百六十五条の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

附則第八条から附則第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第七條第二項中「第七十九項」を「第七十七項」に、「第八十二項」を「第八十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(道府県たばこ消費税に関する規定の適用)

第八条 新法第七十四條の二の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。